

第2次鎌ヶ谷市下水道事業経営戦略

(計画期間：令和6年度～令和15年度)

鎌ヶ谷市都市建設部下水道課

令和6年3月

目次

第1章	経営戦略の趣旨	1
1	背景と目的	1
2	経営戦略の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	事業概要	3
1	事業概況	3
(1)	施設	3
(2)	使用料	8
(3)	組織	9
(4)	民間活用等	10
(5)	広域化・共同化・最適化	10
(6)	使用料改定の実施について	10
(7)	資産の有効活用等による収入増加の取組	11
(8)	ストックマネジメントの実施について	11
2	現状分析	12
(1)	人口	12
(2)	整備済面積と処理区域内人口密度	13
(3)	処理区域内人口と普及率	14
(4)	水洗化人口と水洗化率	15
(5)	有収水量と有収率	16
(6)	汚水処理費と汚水処理原価	17
(7)	経費回収率	18
(8)	経常収支比率	19
(9)	自己資本構成比率	20
(10)	流動比率	21
(11)	企業債残高対事業規模比率	22
(12)	有形固定資産減価償却率	23
(13)	管渠老朽化率	24
(14)	管渠改善率	24
3	収支分析	25
(1)	収益的収入	25
(2)	収益的支出	26
(3)	資本的収入	27
(4)	資本的支出	28

(5) キャッシュ・フローの推移.....	29
4 予実分析	29
(1) 普及率	29
(2) 使用料収入	30
第3章 将来の事業環境.....	31
1 処理区域内人口の予測.....	31
2 有収水量の予測	31
3 使用料収入の予測.....	32
4 施設の見通し	32
5 組織の見通し	32
第4章 経営の基本方針.....	33
1 経営理念	33
2 基本方針及び主要施策.....	33
(1) 基本方針	33
(2) 主要施策	33
3 投資・財政計画（収支計画）	34
(1) 投資試算	34
(2) 目標設定及び投資額の合理化・平準化.....	34
(3) 試算結果	35
4 財源試算	36
(1) 現状分析及び需要予測.....	36
(2) 目標設定	37
(3) 試算結果	37
5 収益的収支の推計の方法.....	38
(1) 収益的収入	38
(2) 収益的支出	39
6 資本的収支の推計の方法.....	40
(1) 資本的収入	40
(2) 資本的支出	41
(3) 補てん財源	42
7 その他の見通し	42
(1) 流動資産	42
(2) 流動負債	42
(3) 企業債残高	43
(4) 他会計繰入金.....	43
8 投資・財政計画（収支計画）の推移.....	44

9 経営戦略におけるロードマップ.....	48
10 事後検証	48
11 改定等	48
地方公営企業用語	50

(文中*マークがついている用語は、巻末の地方公営企業用語で解説を設けています。)

第1章 経営戦略の趣旨

1 背景と目的

鎌ケ谷市（以下「本市」）の下水道は、公共用水域*の水質保全、公衆衛生の向上を目的として、昭和49年度に事業着手し、幹線管渠*整備及び各家庭から幹線まで結ぶ枝線管渠の面整備工事等を進め、昭和59年度に供用開始しました。平成16年4月には、新鎌ケ谷地区の区画整理区域のまちびらきによる下水道区域の拡大を経るなど、都市の発展に併せて鋭意施設の整備を進めています。令和4年度末現在、汚水処理については処理区域内人口が77,540人、普及率が70.8%となり、雨水処理については東武鎌ケ谷駅東側地区と新鎌ケ谷地区のそれぞれ区画整理区域で整備された雨水管の管理を行っています。こうした施設は快適で衛生的な生活環境を支え、健全な経済活動の発展に寄与する重要なインフラ施設のひとつとなっています。

近年、本市の人口はおおむね横ばいで推移していますが、今後整備が予定されている北千葉道路に伴う土地利用や新鎌ケ谷駅周辺の開発などによりさらなる市の発展が見込まれるなかで、既成市街地などの未整備地区について、下水道の整備を計画的に進めていくことが求められています。

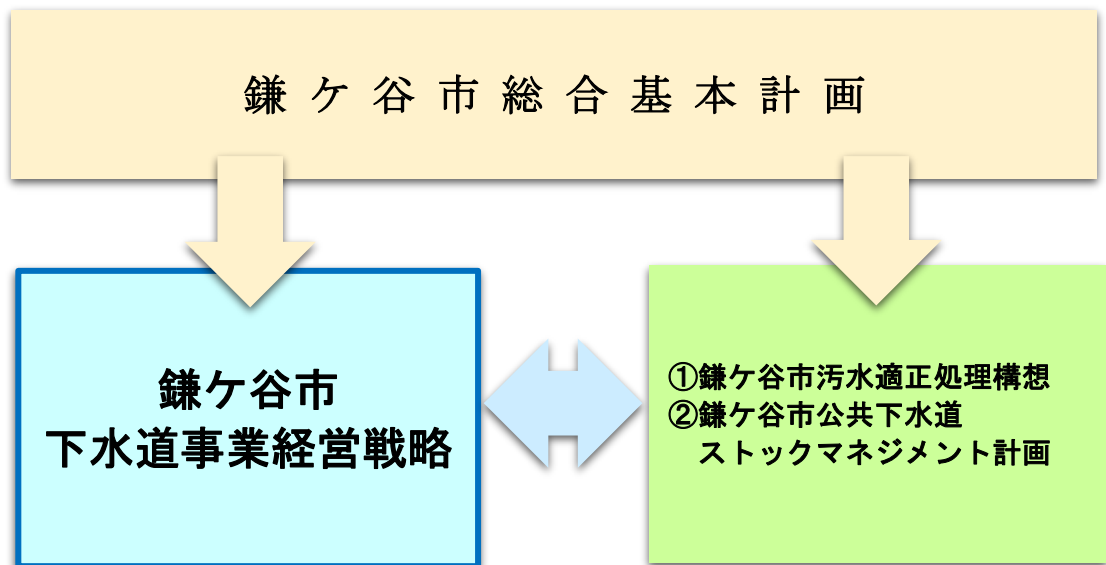
その一方で、これまで整備してきた下水道施設は、最も古いもので50年近い年月が経過しており、今後は、施設の調査・点検、修繕・改築等の費用が増大していくことが懸念されます。

このような状況のなか、将来にわたり安定的な事業の運営を行っていくため、令和2年度から地方公営企業法（財務規定等）を適用（以下「法適用*」という。）しました。将来にわたって持続可能な事業を展開していくために、実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが求められており、法適用はその取り組みの柱の一つです。

本市においても、持続可能な下水道事業の運営を図るため、経営の基本となる鎌ケ谷市下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」）を令和2年度に策定しました。経営戦略は、総務省で公表する「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成31年3月）において最低でも5年に一度は見直すことを求められており、本市では4年に一度実施する使用料金改定の検討とあわせて改定を行っています。これは現状把握、将来予測を行うとともに、経営の目標を設定し、その取組方針、将来の収支計画を取りまとめたものであり、これに基づき下水道事業を経営することで、経営基盤のさらなる強化を図るものです。

2 経営戦略の位置づけ

本市の下水道事業は、まちづくりを進めるための指針となる鎌ヶ谷市総合基本計画（令和3年3月）（以下「総合基本計画」）に基づき、経営戦略を策定します。そして、この経営戦略と、①鎌ヶ谷市污水適正処理構想*（平成28年3月）（以下「污水適正処理構想」）、②鎌ヶ谷市公共下水道*ストックマネジメント*計画（令和3年3月）（以下「ストックマネジメント計画」）について相互に反映することで、計画の推進・実現のための具体的な取組を実施していきます。



3 計画の期間

経営戦略の改定後計画期間は、「経営戦略策定・改定ガイドライン」に示されている考え方では、事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要となります。

このことを踏まえて、経営戦略の計画期間は令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）までの10年間とします。

経営戦略策定の基礎となる投資・財源試算については、「経営戦略策定・改定ガイドライン」で30年から50年超の試算が必要とされていることから、経営に不可欠な主要施設の維持更新費用を中長期的に見通し、そのうち10年間で計画に反映させています。

なお、経営戦略は原則4年ごとに必要に応じて推計値の見直し等を行い、より実効性を高めるものとします。

第2章 事業概要

1 事業概況

(1) 施設

ア 事業開始年月日

昭和49年7月23日

イ 地方公営企業法の適用区分

一部適用（財務規定等）

ウ 流域下水道等への接続の有無

有（印旛沼流域下水道、手賀沼流域下水道、江戸川左岸流域下水道）

エ 処理区数

3（印旛処理区、手賀沼処理区、江戸川左岸処理区）

それぞれの処理区については、7ページの図表2-10本市の処理区のとおり。

オ 処理場数

なし（ただし、印旛沼流域下水道、手賀沼流域下水道、江戸川左岸流域下水道は千葉県が管理する各流域下水道の終末処理場にそれぞれ接続し汚水が処理されています。）

カ 全体計画・事業計画

図表2-1 全体計画・事業計画

項目	全体計画	事業計画
目標年次	令和6年度 (江戸川左岸・印旛沼) 令和8年度(手賀沼)	令和6年度(江戸川左岸) 令和5年度 (印旛沼・手賀沼)
下水道排除方式	分流式*	分流式
都市計画区域面積	2,111ha	2,111ha
下水道計画面積(汚水)	1,732ha	821ha
下水道計画面積(雨水)	1,732ha	286ha
将来行政人口	108,000人	
計画処理人口	106,000人	81,820人
計画汚水量(日平均)	40,050 m ³ /日	28,180 m ³ /日
計画汚水量(日最大)	50,650 m ³ /日	35,830 m ³ /日
計画汚水量(時間最大)	72,670 m ³ /日	51,390 m ³ /日

※目標年次とは、計画期間で定めた最終年度のことを示したものです。

※全体計画とは、将来、公共下水道を整備しようとする区域、その区域の整備人口及び汚水量などの諸元を定めたものです。

事業計画とは、全体計画区域のうち、概ね5～7年の間で整備が可能である区域を定めたもので、これにより関連法に基づく認可を取得し整備を進めていきます。また、全体計画・事業計画の目標年次は、県の上位計画の目標年次と合わせて定め、今後見直しにより目標年次が変更することがあります。

※下水道計画面積(雨水)の事業計画286haは、印旛沼217ha（東部排水区）及び手賀沼69ha（西部第1排水区6ha、西部第3排水区54ha、南部第1排水区9ha）となっています。

キ 管路施設（管渠・令和4年度末時点）

図表2-2 管路施設概要（汚水・鉄筋コンクリート管）（単位：km）

区分	管種	管径		
		内径 200 mm	内径 250 mm	内径 300 mm～1000 mm
汚水	鉄筋コンクリート管	6.2	74.0	15.1
合計		95.3		

図表2-3 管路施設概要（汚水・硬質塩化ビニル管）（単位：km）

区分	管種	管径		
		内径 150 mm ～200 mm	内径 250 mm	内径 300 mm～500 mm
汚水	硬質塩化ビニル管	117.3	9.0	2.7
合計		129.0		

図表2-4 管路施設概要（雨水・鉄筋コンクリート管）（単位：km）

区分	管種	管径	
		内径 200 mm	内径 250 mm～3000 mm
雨水	鉄筋コンクリート管	0.1	19.5
合計		19.6	

図表2-5 管路施設概要（雨水・硬質塩化ビニル管）（単位：km）

区分	管種	管径	
		内径 200 mm	内径 250 mm～350 mm
雨水	硬質塩化ビニル管	0.2	4.0
合計		4.2	

図表2-6 ポンプ施設概要

区分	施設名	設置場所	揚水量	施工年度
汚水	中沢東地区ポンプ場	東中沢3丁目	1.4 m ³ /分	平成 11 年度
汚水	西道野辺ポンプ施設	西道野辺 10	0.6～ 1.1 m ³ /分	昭和 45 年度
汚水	東鎌ヶ谷3丁目 汚水マンホールポンプ施設	東鎌ヶ谷3丁目	0.08 m ³ /分	平成 16 年度
汚水	南佐津間 汚水マンホールポンプ施設	南佐津間 13	0.3 m ³ /分	平成 20 年度
汚水	富岡3丁目 汚水マンホールポンプ施設	富岡3丁目	0.9 m ³ /分	平成 30 年度
汚水	西佐津間2丁目 汚水マンホールポンプ施設	西佐津間2丁目	0.159 m ³ /分	令和元年度

図表2-7 マンホールトイレ*施設概要

設置場所	施工年度
鎌ヶ谷中学校	平成 29 年度
東部小学校 初富小学校	平成 30 年度
五本松小学校	令和元年度
中部小学校	令和2年度
鎌ヶ谷小学校	令和3年度

ク 広域化・共同化・最適化実施状況

(ア) 広域化の実施状況

本市では、千葉県が運営する流域下水道に接続し、流域関連公共下水道事業として実施しています。

流域関連公共下水道事業の実施状況（沿革）は図表 2-8 流域関連公共下水道事業の沿革のとおりです。

図表2-8 流域関連公共下水道事業の沿革

昭和49年7月	印旛沼流域関連公共下水道事業の開始（鎌ヶ谷地区207ha）
昭和54年3月	印旛沼流域関連公共下水道区域の追加（井草地区10ha）
昭和58年2月	手賀沼流域関連公共下水道事業の開始（佐津間地区60ha）
昭和59年6月	印旛沼流域関連公共下水道事業供用開始
昭和61年4月	手賀沼流域関連公共下水道事業供用開始
昭和62年3月	手賀沼流域関連公共下水道事業区域の拡大（中央地区117ha、佐津間地区5ha）
平成10年3月	手賀沼流域関連公共下水道事業区域の拡大（くぬぎ山地区67ha、北初富地区16ha）
平成14年3月	手賀沼流域関連公共下水道事業区域の拡大（南初富地区114ha）
平成16年10月	手賀沼流域関連公共下水道事業区域の拡大（松戸駐屯地20ha）
平成17年4月	手賀沼流域関連公共下水道事業区域の拡大（道野辺中央地区5ha）
平成20年2月	手賀沼流域関連公共下水道事業認可区域の拡大（中核病院2ha、道野辺中央地区26ha）
平成25年4月	江戸川左岸流域関連公共下水道事業の開始（西道野辺地区ほか45ha）
平成27年11月	江戸川左岸流域関連公共下水道事業供用開始

※「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

(イ) 共同化の実施状況

本市では、利用者の利便性の向上や事務の効率化を図るため、平成 30 年 1 月から、下水道使用料徴収事務を千葉県企業局（旧：千葉県水道局）に委託し、徴収事務を一元化しています。これにより、上下水道料金の支払が一本化されたほか、使用開始・中止、口座振替申込などが上下水道を合わせて一度で手続きを行うことができるようになりました。

上下水道料金徴収事務一元化の実施状況は図表 2-9 上下水道料金徴収

事務一元化の沿革のとおりです。

図表2-9 上下水道料金徴収事務一元化の沿革

平成24年5月	徴収一元化協議会設立(千葉県、北西地域11市)
平成26年3月	徴収一元化の実施に関する千葉県水道局との覚書締結
平成27年10月	千葉県水道局が「水道料金システム開発運用業務委託」契約を締結
平成28年10月	千葉県水道局による新料金システム開発運用業務に係る機器関連の入札及び発注
平成28年12月	千葉県と鎌ヶ谷市との間における公共下水道の使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についての議決、千葉県水道局と覚書を締結した4市がそれぞれ、千葉県への公共下水道使用料の徴収業務の委託に関する規約の制定及び新システム開発等に関する債務負担行為を設定
平成29年3月	関連市の委託協議を受け千葉県が委託協議に関する規約の議決、県市双方の告示、公共下水道使用料の徴収事務の委託に関する協定書の締結
平成29年4月 ～12月	新システム稼働に伴う準備・データ移行作業、市民周知(ホームページ・広報等)の実施
平成30年1月	上下水道料金徴収事務の一元化実施及び新システムの稼働 (参加団体:鎌ヶ谷市、千葉市、成田市、市原市)
令和3年1月	上下水道料金徴収事務の一元化参加団体の追加 (参加団体:市川市、船橋市、松戸市、浦安市、印西市、白井市)

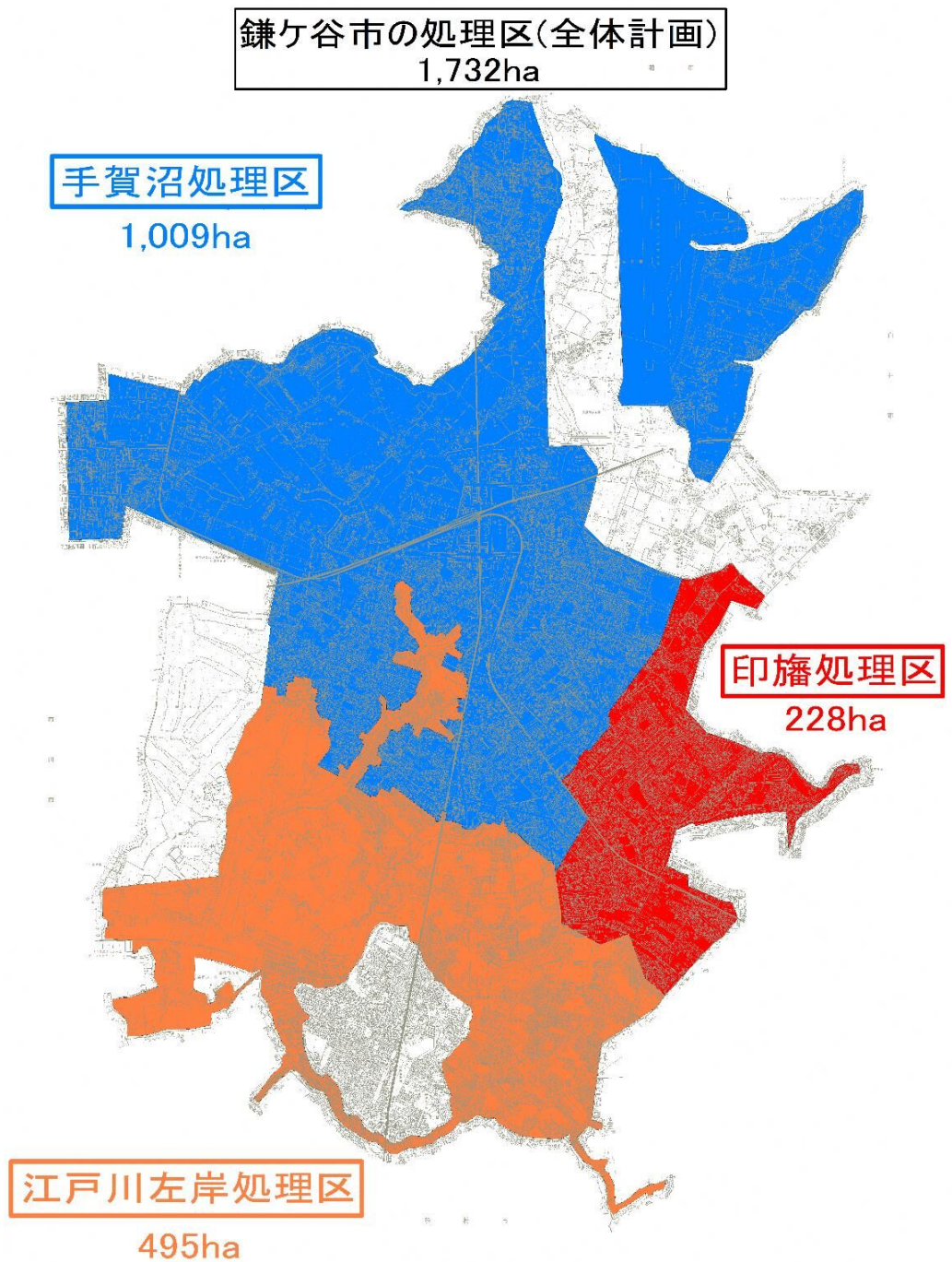
※「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

(ウ) 最適化の実施状況

本市では、汚水適正処理構想に基づき事業を実施しています。

※「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

図表2-10 本市の処理区



処理区名	計画面積
印旛処理区	228ha
手賀沼処理区	1,009ha
江戸川左岸処理区	495ha
合計 (全体計画)	1,732ha

(2) 使用料

ア 料金改定の経緯

使用料については、4年ごとに改定の必要性を検証し、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会(以下「審議会」)において諮問し料金改定の検討を行っています。

なお、令和5年度の検証では料金を据え置くものとされ、令和9年度に次回の検証を行う予定としています。

これまでの料金改定の経緯は図表2-11 料金改定の経緯のとおりです。

図表2-11 料金改定の経緯

改定回数	改定適用年度	使用料単価(税抜)	改定率
当初設定	昭和58年度～	1,700円/20m ³	—
第1回改定	昭和63年度～	2,100円/20m ³	23.50%
第2回改定	平成16年度～	2,300円/20m ³	9.50%
第3回改定	平成20年度～	2,453円/20m ³	6.70%

※平成20年度以降は、改定にかかる検討を実施した結果、使用料単価は据え置くこととされたことから改定はしていません。

イ 使用料の徴収

使用料は隔月に徴収します。

ウ 使用料の算出

使用者が排除した汚水の量に応じ、下水道使用料金表(1か月当たり)に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額の合計(1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てます。)を使用料として徴収しています。

なお、今後消費税及び地方消費税の改定が生じる場合は、乗じる値が変更となります。

図表2-12 下水道使用料金表(1か月当たり)

区分	汚水排除量(使用水量)		料金	税込料金
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	953円	1,048.3円
	超過料金 1m ³ につき	10m ³ を超え 20m ³ まで	150円	165円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	195円	214.5円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	248円	272.8円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	293円	322.3円
		100m ³ を超え 500m ³ まで	328円	360.8円
		500m ³ を超え 1,000m ³ まで	364円	400.4円
		1,000m ³ を超え 2,000m ³ まで	402円	442.2円
	2,000m ³ を超える分	442円	486.2円	
浴場汚水	1m ³ につき		40円	44円

図表2-13 下水道使用料の計算例

1か月分 22m ³	基本料金10m ³ まで		1,048.3
	10m ³ を超え20m ³ まで	10m ³ × 165円 =	1,650.0
	20m ³ を超え22m ³ まで	2m ³ × 214.5円 =	429.0
	算定額		3,127.3
	① 1か月分の使用料		3,127 円
1か月分 21m ³	基本料金10m ³ まで		1,048.3
	10m ³ を超え20m ³ まで	10m ³ × 165円 =	1,650.0
	20m ³ を超え22m ³ まで	1m ³ × 214.5円 =	214.5
	算定額		2,912.8
	② 1か月分の使用料		2,912 円
請求額	2か月分の使用料金	①3,127円+②2,912円 =	6,039 円

エ 汚水量の算定

- (ア) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とします。
- (イ) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定します。
- (ウ) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎月の汚水の排除量を記載した申告書を市長に提出しなければなりません。この場合、(ア)、(イ)の規程にかかわらず市長がその申告書の内容を審査して汚水量を認定します。
- (エ) 連続する2使用月において使用者が排除した汚水の量は、それぞれ均等とみなし、1使用月分の汚水の量に1m³未満の端数が生じたときは、連続する2使用月において使用者が排除した汚水の量が1m³である場合を除き、この端数をいずれか一方の月の汚水量に加えます。

オ 月の中途における使用の開始・休止・廃止・再開

使用月の中途において公共下水道の使用の開始・休止・廃止・再開をしたとき、当該使用月の使用料は、1使用月として算定します。

(3) 組織

ア 職員数

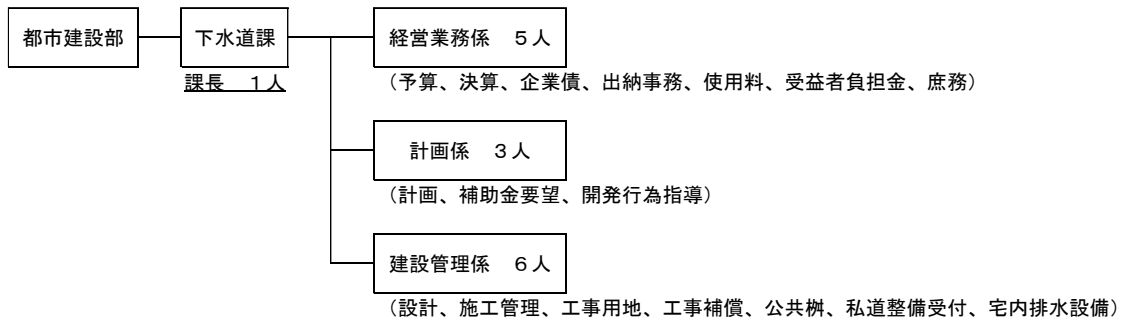
令和5年4月1日時点の職員数は15人(課長1人、主幹1人、副主幹1人、係長1人、主査補2人、主任主事1人、主任技師4人、技師4人)となっています。

※上記のほか、パートタイム会計年度任用職員3人

イ 事業運営組織

令和6年4月1日からの組織図は図表2-14組織図(令和6年4月1日予定)のとおりです。

図表2-14 組織図（令和6年4月1日予定）



(4) 民間活用等

民間活用の状況及び資産活用については、本市は県の管理する処理場に接続する流域関連公共下水道であり、市で管理する処理場を有しておらず、また耐用年数を迎える管渠がほぼないことから、現時点では検討していませんが、民間活用について調査・研究し、下水道施設の運営などより効率的・効果的な事業運営の実施に向け検討をします。

※「民間活用」は民間委託（包括的民間委託を含む）、指定管理者制度*及び PPP*・PFI*を指します。

(5) 広域化・共同化・最適化

下水道事業は、施設の老朽化に伴う更新費用の増加や人口減少等に伴い使用料収入が減少することが見込まれ、経営環境が厳しさを増すなか、効率的な事業運営が一層求められます。

こうした課題に対処し、持続可能な下水道システムを構築するため、千葉県は平成30年度に「千葉県汚水処理広域化・共同化検討会」を設立し、今後の収益減少や施設更新コストの増加等に対応するため、令和5年3月に新たに「千葉県汚水処理広域化・共同化計画」を公表しています。

本市では既に千葉県が広域化・共同化の取り組みを進める印旛沼流域下水道・手賀沼流域下水道・江戸川左岸流域下水道に接続して汚水処理を行っており、当該流域下水道の普及地域拡大に努めています。また、平成30年1月から上下水道料金徴収事務の一元化を実施し、事務の合理化を図っています。

最適化につきましては、汚水適正処理構想に基づき、未整備地区における整備を図っています。しかしながら、人口減少や耐用年数を迎える下水道管渠の維持管理の増加など、今後の下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、汚水処理施設の特性を勘案し、実情に即した最適な汚水処理手法を選択するため、設定区域の見直しの検討を求められることとなります。

(6) 使用料改定の実施について

使用料は4年ごとに適正な使用料体系について検証し、審議会において改定の必要性を検討しており、令和5年度の検討では改定の必要性は認められませんでした。

次回の使用料改定の検討については、令和9年度（令和10年度～令和13年度）を予定しています。

(7)資産の有効活用等による収入増加の取組

下水道事業には活用可能な遊休資産がなく、該当する取組はありません。

(8)ストックマネジメントの実施について

昭和49年に事業着手し、下水道の未普及地域解消に向け整備を進めているところですが、事業着手から概ね50年が経過することから、既存施設の老朽化対策も今後の重要な課題となります。

こうしたことから、長期的に施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するため、令和2年度にストックマネジメント計画を策定し、できるだけ既存施設を活用しながら効率よく維持管理を行えるよう、調査・点検計画を取りまとめました。

現在管理している管渠及びポンプ施設の状況を正確に把握するため、リスク評価による優先順位の高い幹線管渠などの重要・最重要施設から、目視やカメラによる調査・点検を実施しており、令和3年度から令和8年度までの調査・点検の結果を踏まえた修繕・改築計画を策定し、効率的な修繕・改築工事を行っていく予定です。

2 現状分析

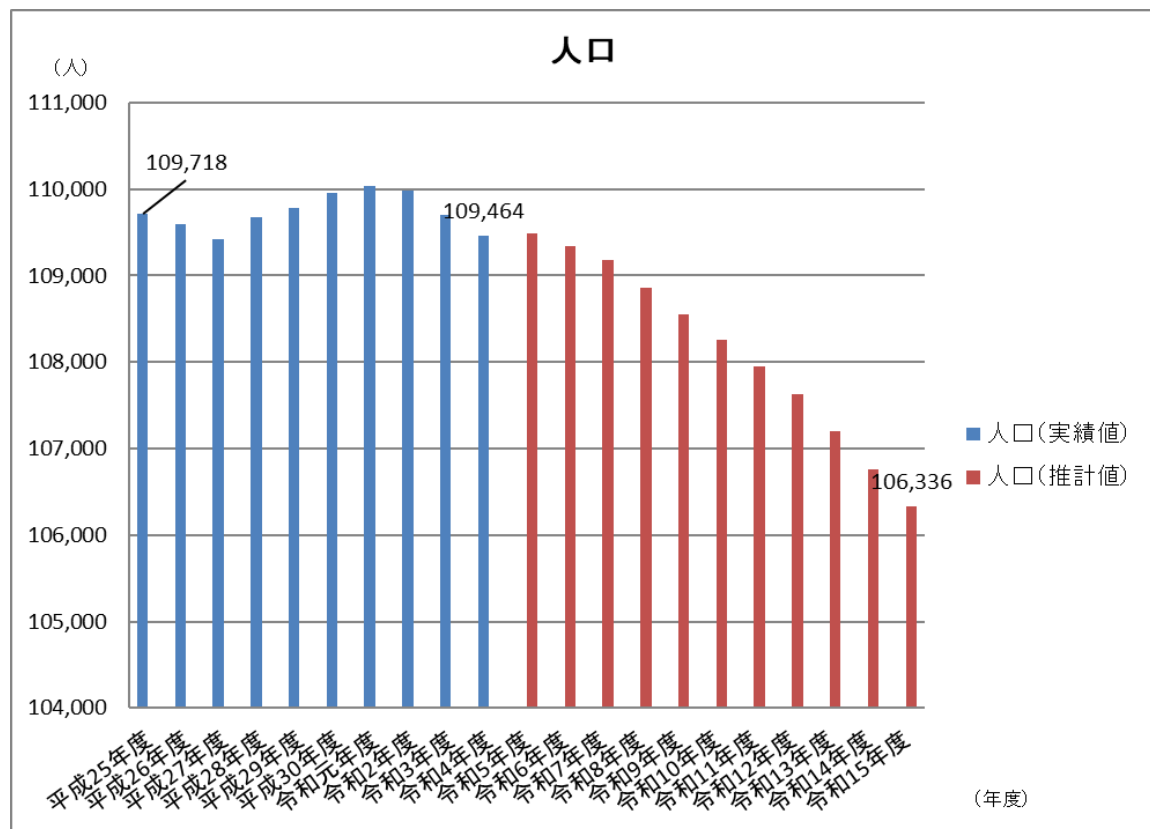
以下の分析は各年度の決算を基に行ったものです。

(1)人口

本市の人口は近年増加と減少を繰り返しており、平成25年度の109,718人から令和4年度には109,464人へと減少しています。今後の人口推計では減少傾向が続き、令和15年度には106,336人まで減少することが見込まれます。

平成25年度からの人口推移は図表2-15人口のとおりです。

図表2-15 人口



(実績値) (単位:人)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
109,718	109,601	109,415	109,675	109,782	109,950	110,038	109,979	109,699	109,464

(推計値) (単位:人)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
109,481	109,343	109,178	108,863	108,555	108,253	107,952	107,625	107,200	106,762	106,336

(出典) 鎌ヶ谷市総合基本計画に定める人口推計、地方公営企業決算状況調査表

(2) 整備済面積と処理区域内人口密度

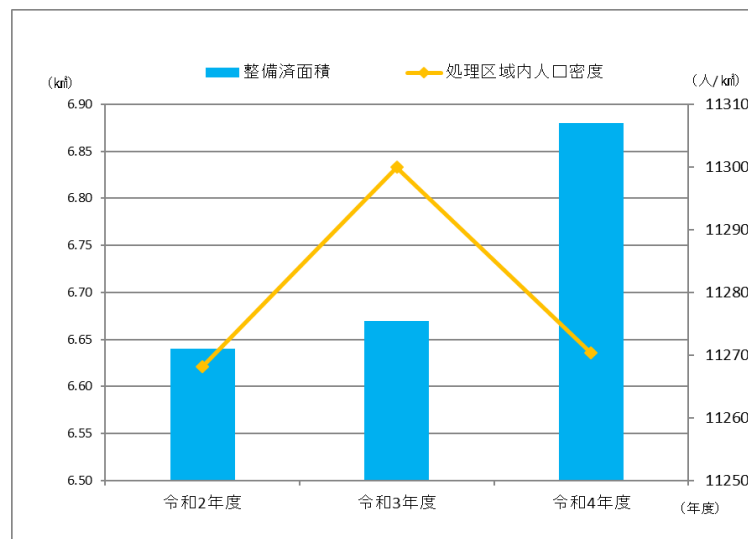
ア 整備済面積

これまでに下水道を整備した面積を表します。整備済面積は毎年着実に拡大しています。

イ 処理区域内人口密度

処理区域内人口密度は、整備済面積内における人口密度を表します。整備済面積の拡大に伴って一時的に低下しています。

図表2-16 整備済面積と処理区域内人口密度



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整備済面積	km ²	6.64	6.67	6.88
処理区域内人口密度	人/km ²	11,268	11,300	11,270

算出式

$$\text{処理区域内人口密度} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{整備済面積}} \times 100$$

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(3) 処理区域内人口と普及率

ア 処理区域内人口

下水道への接続が可能となる区域に居住する人口を表すもので、事業の規模を示します。

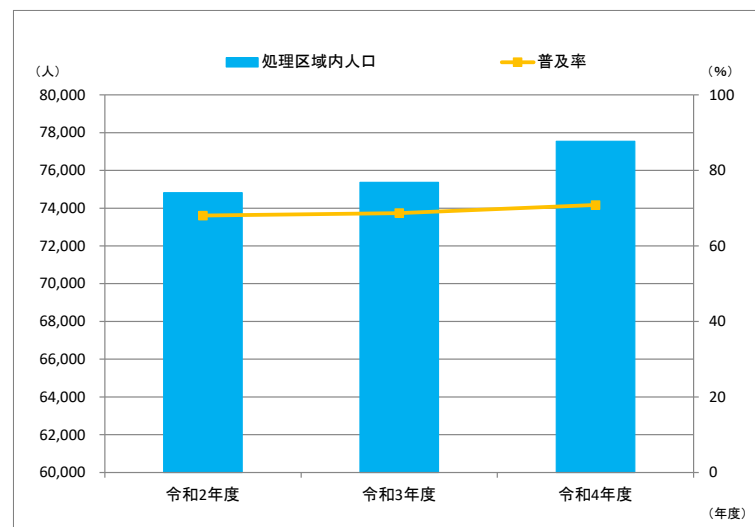
本市では、未普及地域の整備を進めていることから、処理区域内人口が増加しています。今後は人口が減少に転じることが見込まれていますが、未普及地域の整備により整備済面積が拡大することから、当分の間、処理区域内人口は増加を続けることが見込まれます。

イ 普及率

人口に占める処理区域内人口の割合を表すものであり、事業の整備状況を示します。

本市では、下水道の整備を進めており、令和2年度の68.0%から令和4年度の70.8%に増加しており、毎年1ポイント程度上昇しています。今後も引き続き普及率の向上に取り組めます。

図表2-17 処理区域内人口と普及率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理区域内人口	人	74,821	75,371	77,540
普及率	%	68.0	68.7	70.8

算出式

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{人口}} \times 100$$

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(4)水洗化人口と水洗化率

ア 水洗化人口

処理区域内人口のうち、公共下水道に接続し使用している人口を表します。本市では整備済面積の拡大によって増加しています。

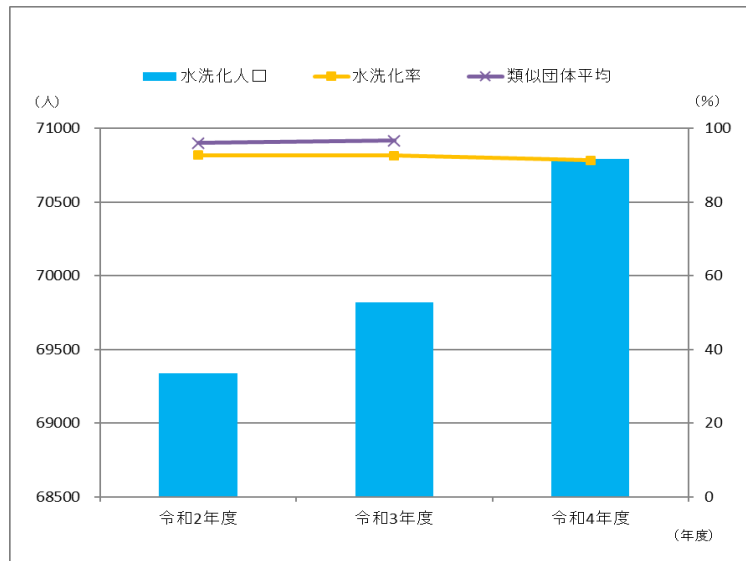
イ 水洗化率

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を表すものです。100%となっていることが望ましいとされ、100%未満である場合には、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上の観点から水洗化率向上の取り組みが必要です。

本市では、100%未満であり、また類似団体*平均を下回っています。下水道事業の運営にあたり、安定した使用料収入の確保のため、水洗化率を向上させることが重要となります。実態や費用対効果を勘案の上、さらなる下水道への接続を啓発するために必要な施策に取り組みます。

なお、水洗化率が横ばいで推移している理由は、未普及地域への整備を進めており、処理区域内人口が拡大していることから、算出式の分母（処理区域内人口）が増加していることによるものです。

図表2-18 水洗化人口と水洗化率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水洗化人口	人	69,339	69,817	70,790
水洗化率	%	92.7	92.6	91.3
類似団体平均	%	96.0	96.6	-

算出式

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(出典) 地方公営企業決算状況調査表、下水道事業比較経営診断表

(5)有収水量と有収率

ア 有収水量

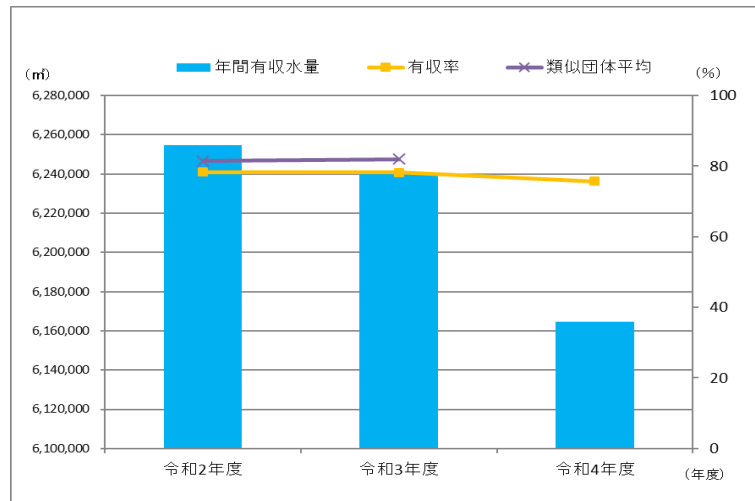
処理した汚水のうち使用料徴収の対象となるものを有収水量といいます。

イ 有収率

有収率は、年間汚水処理水量に対する年間有収水量の割合を表すものであり、有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水*が少なく効率的であることを示します。不明水の発生理由は、宅内排水の誤接続やマンホール等からの雨水流入など様々ですが、原因を検証し適切な対策を講じる必要があります。

本市では、類似団体平均を下回っておりますが、有収率は接続している流域下水道全体の影響を受けるため、市単独で対策を実施するのみでは有収率の改善は難しい構造になっています。

図表2-19 有収率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
有収水量	m³	6,254,586	6,240,428	6,164,755
有収率	%	78.3	78.2	75.7
類似団体平均	%	81.5	82.0	-

算出式

$$\text{有収率} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

(出典) 地方公営企業決算状況調査表、下水道事業比較経営診断表

(6) 汚水処理費と汚水処理原価

ア 汚水処理費

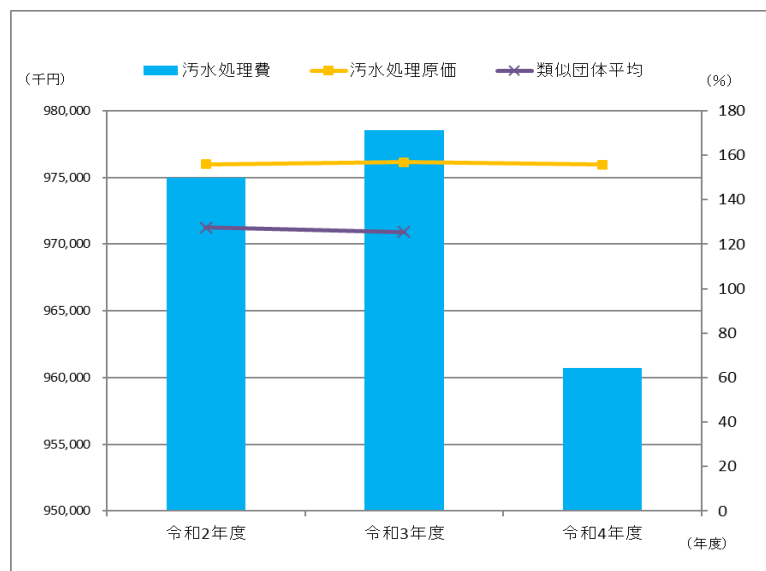
汚水の処理に要した費用を表します。

イ 汚水処理原価

有収水量 1 m³当たりの汚水処理費を表し、汚水処理に係るコストを示します。適正な規模について明確な基準はないものとされていますが、経年比較や類似団体との比較をし、事業が置かれている環境や他の指標等と合わせて分析を行う必要があります。

本市では、横ばいで推移していますが、類似団体平均を上回っている状況にあります。これは供用開始後の期間が比較的短く普及率が低いことや企業等の大口利用者が少ないことなどが要因と考えられます。引き続き普及率の向上に取り組み、事業規模に比して適正な有収水量を確保することで汚水処理原価の改善につとめます。

図表2-20 汚水処理費と汚水処理原価



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
汚水処理費	千円	974,988	978,535	960,699
汚水処理原価	円/m ³	156	157	156
類似団体平均	円/m ³	128	125	-

算出式

$$\text{汚水処理原価} = \frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

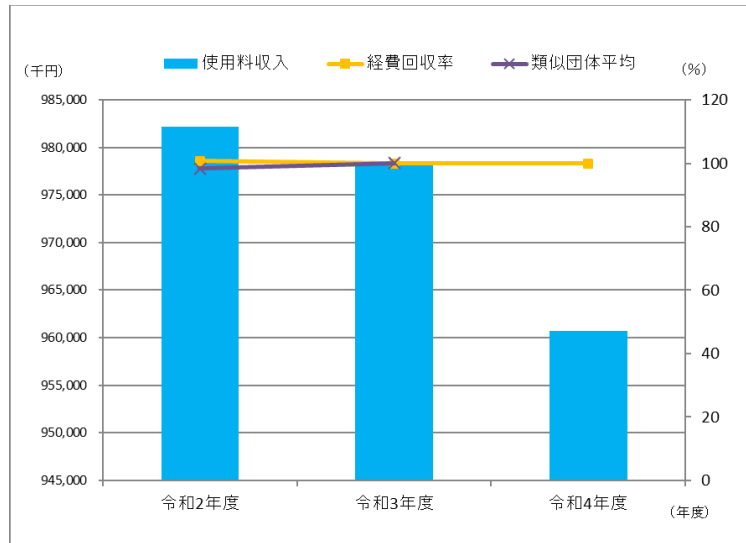
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、下水道事業比較経営診断表

(7)経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄われているかを表しており、使用料の水準を示すものです。汚水処理原価と合わせて分析を行い、適切な水準にあるかを判断する必要があります。

本市では、経費回収率が概ね100%で推移しており、汚水処理原価を使用料収入で賄えている状況です。収益・費用の内容を点検し経費回収率の水準を維持するよう取り組みます。

図表2-21 経費回収率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用料収入	千円	982,160	978,535	960,699
経費回収率	%	100.7	100.0	100.0
類似団体平均	%	98.3	100.1	-

算出式

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

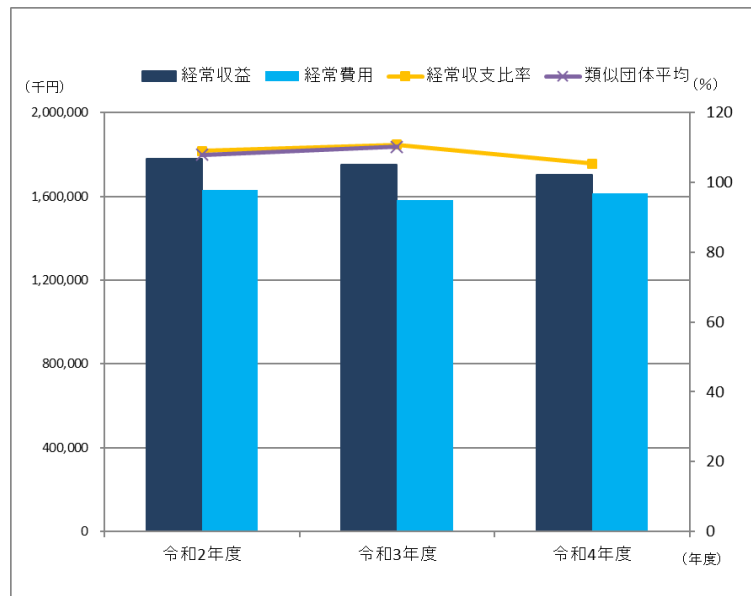
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、下水道事業比較経営診断表

(8) 経常収支比率

経常収支比率は、下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標です。

本市の経常収支比率は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%を上回る水準で推移しています。

図表2-22 経常収支比率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	千円	1,777,865	1,753,491	1,702,831
経常費用	千円	1,630,773	1,582,754	1,615,309
経常収支比率	%	109.0	110.8	105.4
類似団体平均	%	107.9	110.2	-

算出式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

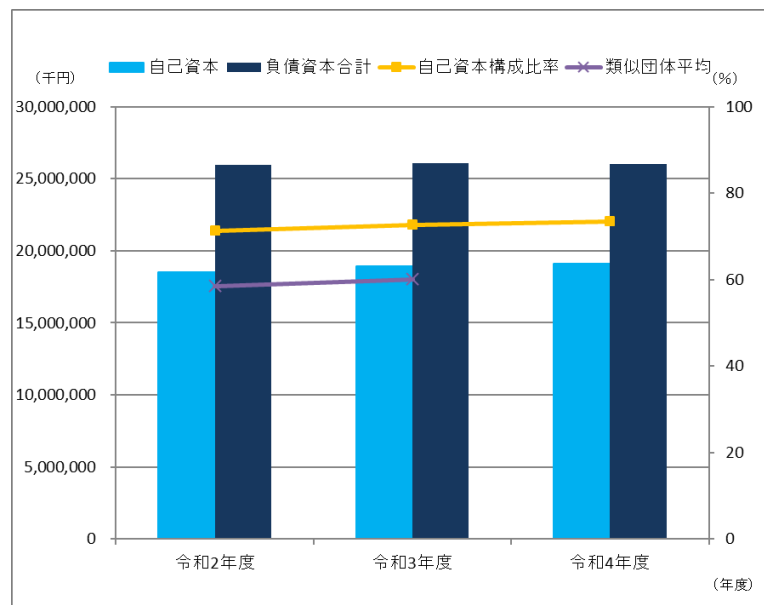
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、下水道事業比較経営診断表

(9) 自己資本構成比率

自己資本構成比率は、負債資本合計のうち、自己資本（資本合計及び繰延収益）の占める割合を表す指標です。

本市では、自己資本構成比率は改善傾向にあり、類似団体の平均を上回る水準にあります。

図表2-23 自己資本構成比率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自己資本	千円	18,500,083	18,939,763	19,106,045
負債資本合計	千円	25,963,914	26,052,425	25,994,449
自己資本構成比率	%	71.3	72.7	73.5
類似団体平均	%	58.5	60.1	-

算出式

$$\text{自己資本構成比率} = \frac{\text{繰延収益} + \text{資本}}{\text{負債資本合計}} \times 100$$

(出典) 地方公営企業決算状況調査表、下水道事業比較経営診断表

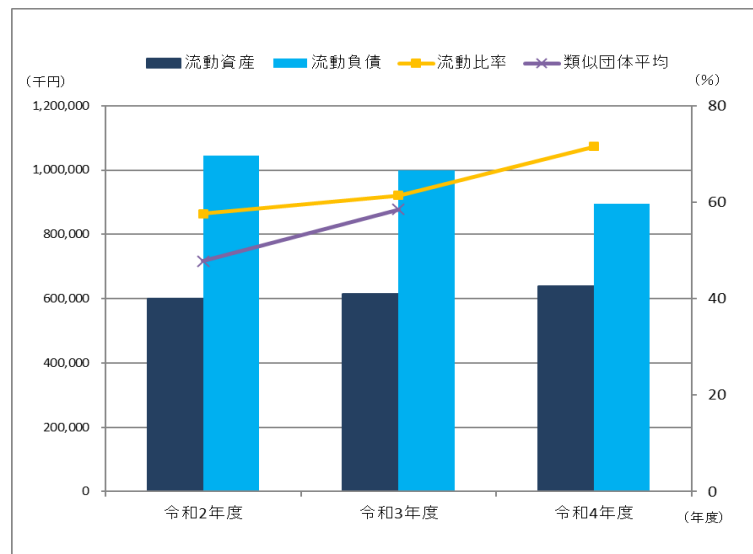
(10) 流動比率

流動比率は、短期的な債務に対する支払い能力を表す指標で、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す指標です。100%以上であることが望ましいとされています。

本市では、類似団体平均を上回る水準にあります。100%を下回っています。これは、流動負債に一年以内償還予定の企業債償還金が含まれていることが大きく影響しています。

なお、下水道使用料収入等を踏まえ、当該年度の流動負債を賄うことができる流動資産を確保できるように努めて事業運営を行っています。

図表2-24 流動比率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	千円	601,188	614,120	639,712
流動負債	千円	1,043,604	999,887	894,055
流動比率	%	57.6	61.4	71.6
類似団体平均	%	47.8	58.5	-

算出式

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

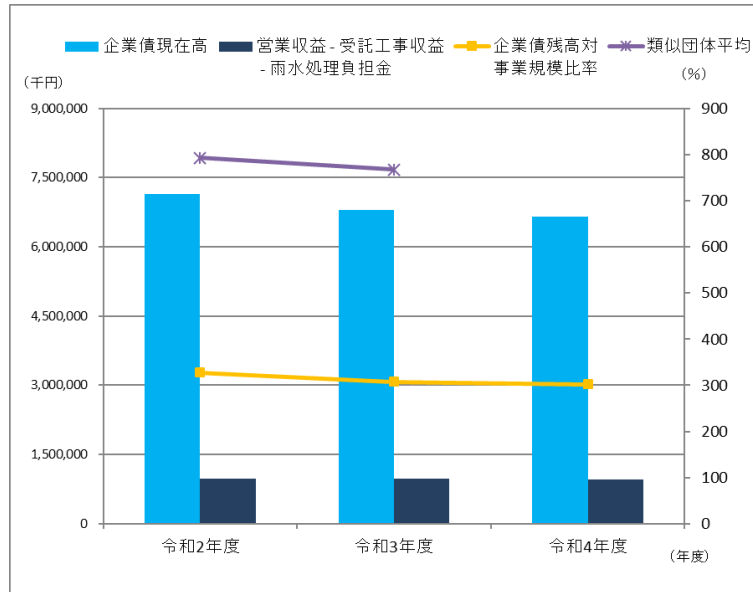
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、下水道事業比較経営診断表、経営比較分析表

(11) 企業債残高対事業規模比率

企業債*残高対事業規模比率は、収入規模と見合った企業債残高であるかを示す指標であり、将来世代への負担が過度に高まらないように留意する必要があります。

本市の企業債残高対事業規模比率は減少傾向にあり、類似団体の平均値と比較すると低い水準となっています。

図表2-25 企業債残高対事業規模比率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業債現在高	千円	7,145,783	6,800,598	6,653,917
うち一般会計負担分	千円	3,927,322	3,789,973	3,752,809
営業収益-受託工事収益 -雨水処理負担金	千円	982,200	978,615	960,769
企業債残高対事業規模比率	%	327.7	307.6	302.0
類似団体平均	%	792.9	767.3	-

算出式

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

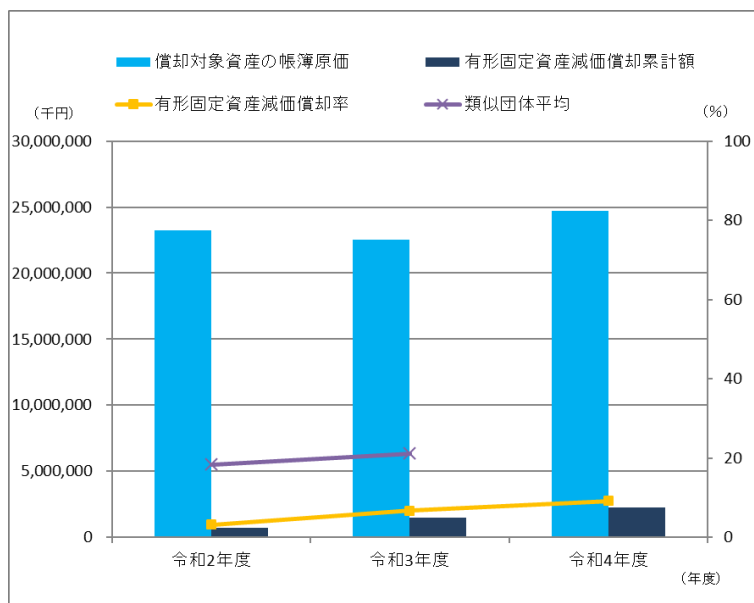
(出典) 地方公営企業決算状況調査表、下水道事業比較経営診断表、経営比較分析表

(12)有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

本市では、増加傾向にあります。類似団体の平均値と比較すると低い水準となっています。ただし、本市では令和2年度に法適用しており、類似団体との単純比較ができない点を考慮する必要があります。

図表2-26 有形固定資産減価償却率



	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
償却対象資産の帳簿原価	千円	23,257,390	22,521,686	24,715,151
有形固定資産減価償却累計額	人	746,783	1,503,787	2,268,477
有形固定資産減価償却率	%	3.2	6.7	9.2
類似団体平均	%	18.4	21.1	-

算出式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

(出典) 地方公営企業決算状況調査表、下水道事業比較経営診断表、経営比較分析表

(13) 管渠老朽化率

管渠老朽化率は、法定耐用年数 50 年を超えた管渠延長の割合を表す指標で、管渠の老朽化度合いを示します。

本市には、令和 4 年度末時点で耐用年数を超えた管渠はありませんが、令和 15 年度以降は耐用年数を経過する管渠が増加していく見込みであるため、ストックマネジメント計画に基づく修繕及び改築計画を策定し、費用の平準化等を図り対応していきます。

図表2-27 管渠老朽化率

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度 類似団体平均
下水道布設延長	km	223	227	230	-
法定耐用年数を経過した管渠延長	km	0	0	0	-
管渠老朽化率	%	0.0	0.0	0.0	8.7

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(14) 管渠改善率

管渠改善率は、当年度に更新した管渠延長の割合を示す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

本市では、令和 4 年度までに耐用年数を超えた管渠がないため、現在管渠の更新を行っていません。

図表2-28 管渠改善率

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度 類似団体平均
管渠更新延長	m	0	0	0	-
管渠改善率	%	0.00	0.00	0.00	0.11

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

3 収支分析

(1) 収益的収入*

直近3か年の収益的収入の内訳及び構成比は次のとおりです。

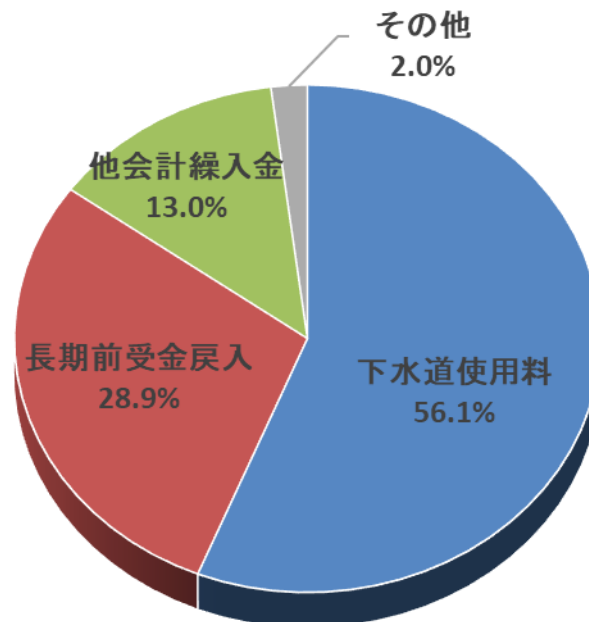
令和4年度における収益的収入の主な内訳は、下水道使用料 56.1%、長期前受金*戻入 28.9%、他会計繰入金 13.0%、その他 2.0%となっています。

図表2-29 収益的収入の内訳及び構成比

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総収益(収益的収入)	1,780,773	1,821,735	1,713,096
営業収益	1,000,685	996,189	979,181
下水道使用料	982,160	978,535	960,699
雨水処理負担金	18,485	17,574	18,412
その他	40	80	70
営業外収益	777,180	757,302	723,650
補助金	8,260	11,000	5,830
他会計繰入金	282,716	253,939	223,330
長期前受金戻入	485,931	491,951	494,078
その他	273	412	412
特別利益	2,908	68,244	10,265

【令和4年度 収益的収入の構成比】



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(2) 収益的支出*

直近3か年の収益的支出の内訳及び構成比は次のとおりです。

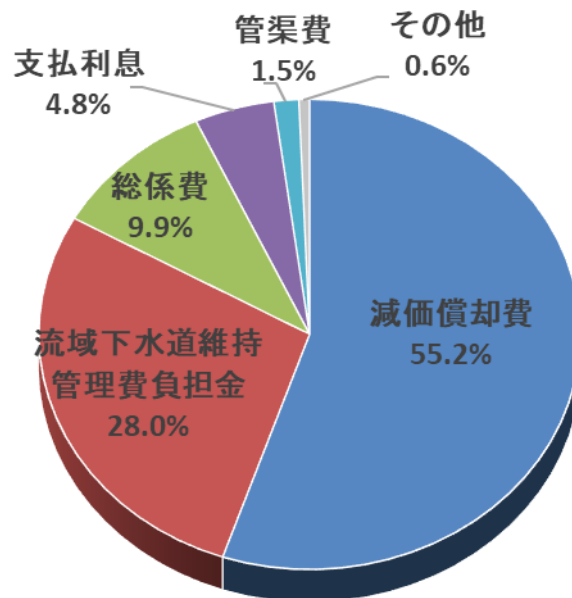
令和4年度における総費用の主な内訳は、減価償却費*55.2%、流域下水道維持管理費負担金28.0%、総係費*9.9%、支払利息4.8%、管渠費1.5%、その他0.6%となっています。

図表2-30 収益的支出の内訳及び構成比

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総費用(収益的支出)	1,644,075	1,582,757	1,615,706
営業費用	1,510,582	1,492,765	1,537,595
管渠費	35,105	24,232	23,982
ポンプ場費	7,281	5,838	8,764
総係費	180,482	171,317	159,912
減価償却費	867,342	879,818	891,869
流域下水道維持管理費負担金	420,372	411,560	452,485
その他	0	0	583
営業外費用	120,191	89,989	77,714
支払利息	104,496	88,980	77,174
その他	15,695	1,009	540
特別損失	13,302	3	397

【令和4年度 収益的支出の構成比】



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(3) 資本的収入*

直近3か年の資本的収入の内訳及び構成比は次のとおりです。

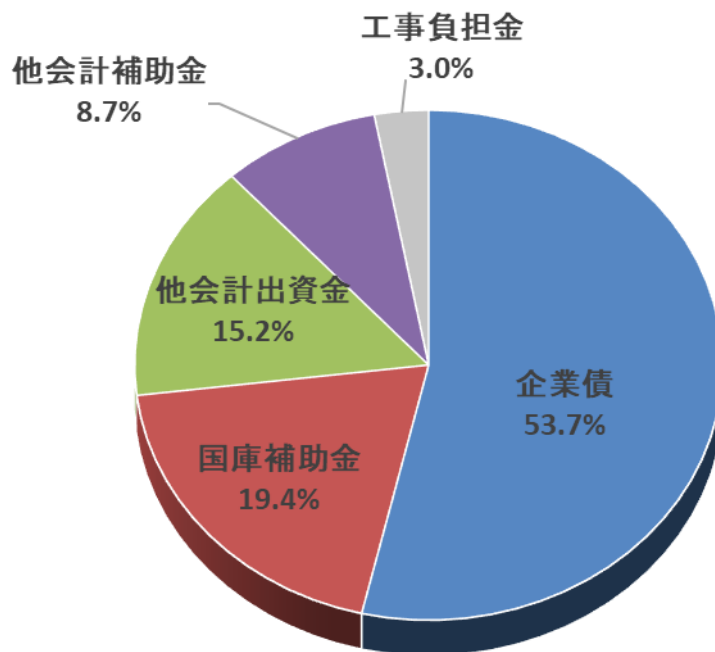
令和4年度における資本的収入の主な内訳は、企業債 53.7%、国庫補助金 19.4%、他会計出資金 15.2%、他会計補助金 8.7%、工事負担金 3.0%となっています。

図表2-31 資本的収入の内訳及び構成比

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資本的収入	830,245	771,563	1,029,068
企業債	383,900	385,900	552,200
国庫補助金	154,140	167,000	200,000
他会計出資金	138,991	109,661	156,409
他会計補助金	103,618	97,486	89,856
工事負担金	49,596	11,516	30,603

【令和4年度 資本的収入の構成比】



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(4) 資本的支出*

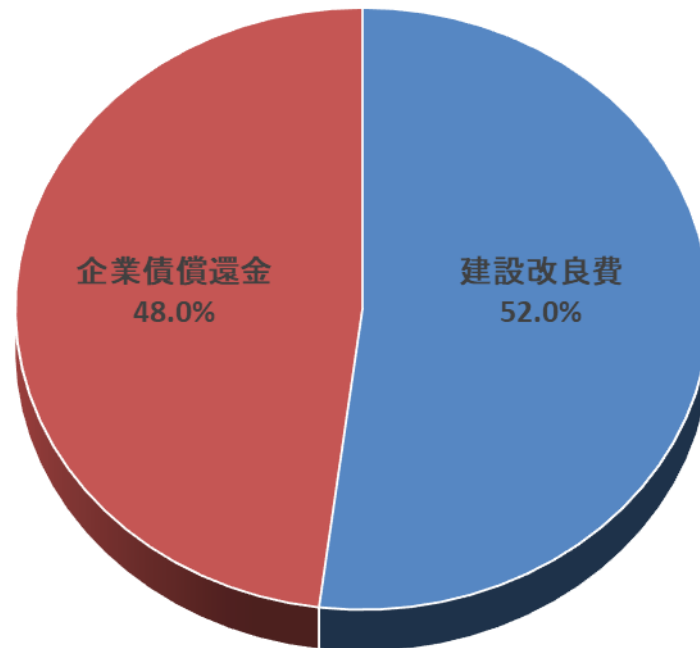
直近3か年の資本的支出の内訳及び構成比は次のとおりです。

令和4年度における資本的支出の主な内訳は、建設改良費*52.0%、企業債償還金48.0%となっています。

図表2-32 資本的支出の内訳及び構成比

	(単位:千円)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資本的支出	1,301,813	1,418,230	1,455,958
建設改良費	537,697	687,146	757,077
企業債償還金	764,116	731,084	698,881

【令和4年度 資本的支出の構成比】



(出典) 地方公営企業決算状況調査表

(5) キャッシュ・フロー*の推移

令和4年度は資金期首残高が320,362千円でしたが、業務活動によるキャッシュ・フローが504,388千円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローが△653,185千円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローが99,584千円のプラスであった結果、資金期末残高は271,149千円となっています。

未普及地域の整備に係る拡大投資により資金期末残高は減少傾向にあります。

図表2-33 キャッシュ・フローの推移

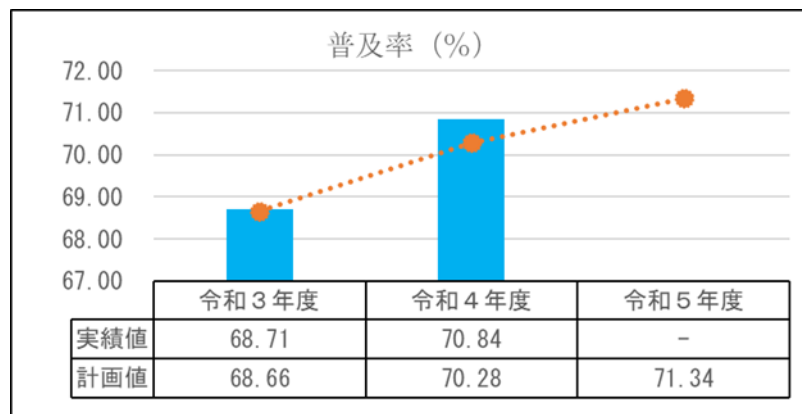
(単位:千円)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資金期首残高	56,528	343,765	320,362
業務活動によるキャッシュ・フロー	724,179	579,236	504,388
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 310,435	△ 464,602	△ 653,185
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 126,507	△ 138,037	99,584
資金の増加額(又は減少額)	287,237	△ 23,403	△ 49,213
資金期末残高	343,765	320,362	271,149

(出典) 地方公営企業決算状況調査表

4 予実分析

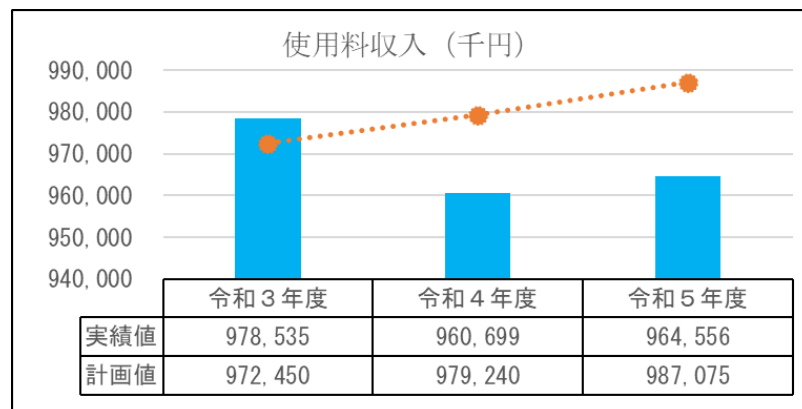
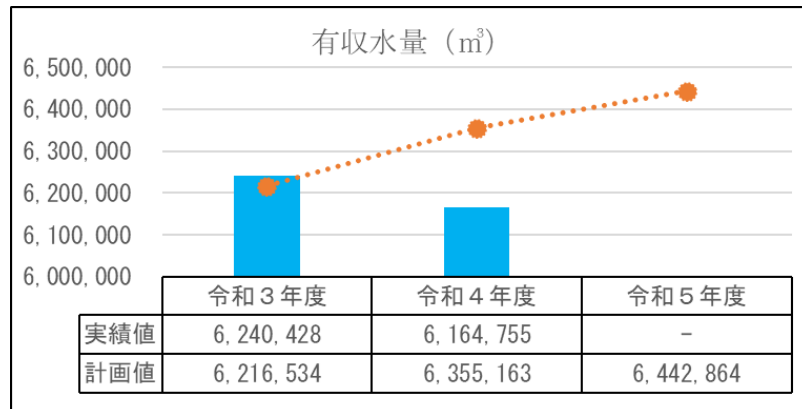
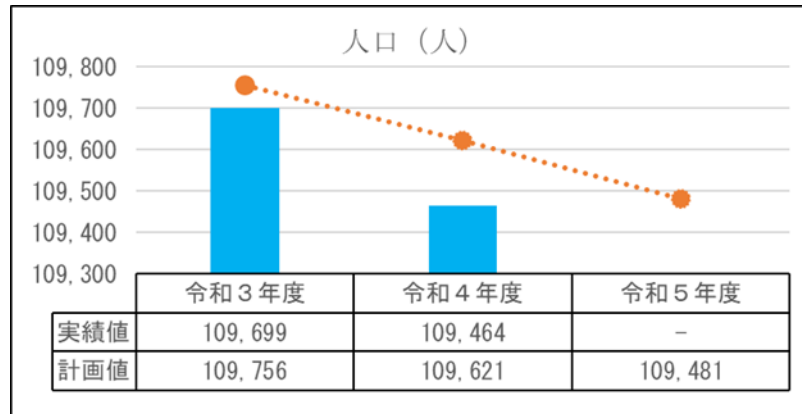
(1) 普及率

未普及地域の整備が順調に進捗していることなどから、普及率は計画を上回りました。



(2) 使用料収入

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛の要請があったことから、有収水量・使用料収入共に増加傾向にあり計画を上回りましたが、人口が計画を下回ったことにより、令和4年度以降は、有収水量・使用料収入共に計画を下回りました。



第3章 将来の事業環境

1 処理区域内人口の予測

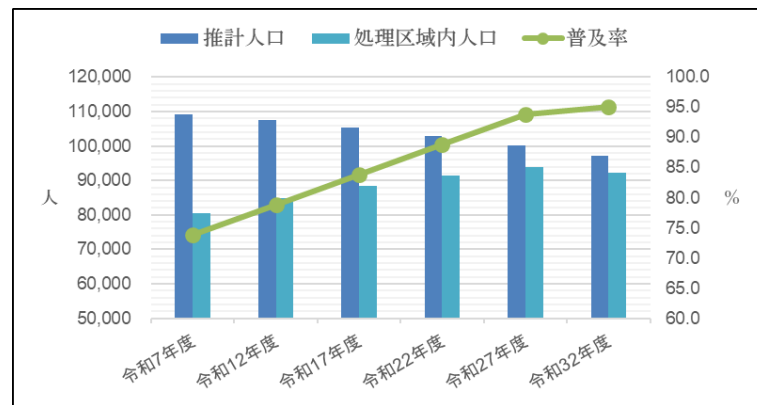
処理区域内人口は、市の将来人口推計値に下水道の将来見込普及率を乗じて得られる数として推計しています。

将来の人口は、総合基本計画に定める人口推計による推計値としています。

将来の普及率は、令和28年度まで毎年1ポイント、令和29年度から令和30年度までは、市街化区域*の整備完了や耐用年数の到来による更新費用の増大等が見込まれることにより毎年0.1ポイント、令和31年度以降は毎年0.05ポイント上昇するものとして見込んでいます。

なお、今後は人口が減少していく見込みですが、整備を進めていく間は処理区域内人口の増加を予測しています。しかし、その後は人口減少に伴い処理区域内人口も減少し、有収水量及び使用料収入が減少していくことが見込まれます。

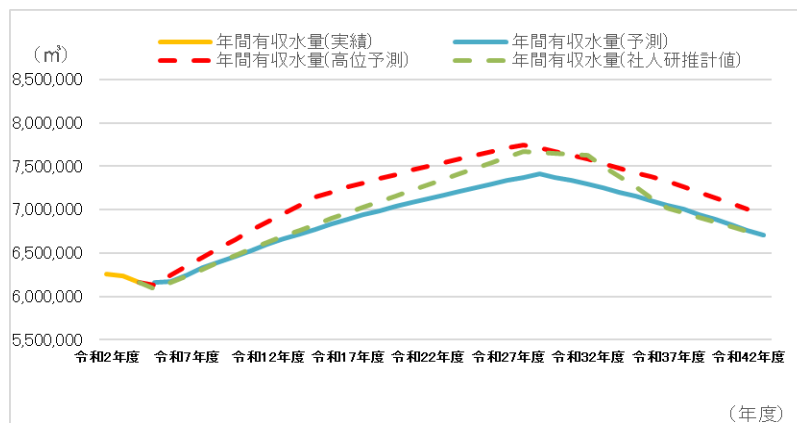
図表3-1 処理区域内人口予測



2 有収水量の予測

有収水量は、処理区域内人口に水洗化率を乗じて得られる水洗化人口に比例して増減するものとして推計しています。水洗化率は、計画期間を通じて一定として推計を行ったものですが、令和15年度までに水洗化率が類似団体平均並みに改善したもの、処理区域内人口を国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値（以下「社人研推計値」）によるものを参考情報として推計しています。

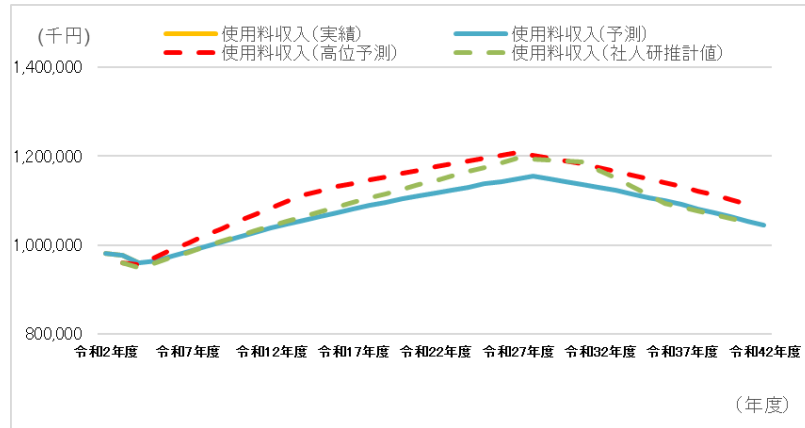
図表3-2 有収水量の予測



3 使用料収入の予測

使用料収入は、有収水量に料金単価を乗じて得られる額として推計していますが、料金単価は計画期間を通じて一定として推計を行っていることから、実質的に有収水量に比例して増減するものとして、各年度の数値を推計しています。

図表3-3 使用料収入の見通し



4 施設の見通し

今後も継続して未普及地域の解消につとめ、各処理区における計画区域の整備完了を目指します。整備に当たっては、国庫補助金等を活用し、補助事業と単独事業を併せて、効率的・効果的に事業を実施していきます。

整備済みの施設については、ストックマネジメント計画に基づき、適切な維持管理及び更新を行います。

また、首都直下地震などの大災害の発生に備え、減災対策の一環として災害時のトイレ環境を確保し、災害に強い地域づくりの実現のため、令和3年度(2021年度)までに市内の指定避難所6か所にマンホールトイレを設置しています。

図表3-4 各処理区の整備状況

処理区	印旛沼	手賀沼	江戸川	合計
全体計画面積(ha)	228	1,009	495	1,732
令和4年度末時点・整備済面積(ha)	207.41	459.06	21.31	687.78
令和15年度末時点・整備済(見込)面積(ha)	208	531	45	784

5 組織の見通し

組織の職員数及び配置は、現状(課長以下15人)を維持するものと仮定し、この考えに基づき職員給与費に係る各推計を行っています。

第4章 経営の基本方針

1 経営理念

「暮らしと環境を守る下水道」

2 基本方針及び主要施策

(1) 基本方針

下水道の整備、下水道施設の維持管理、下水道事業の安定した経営の実現に取り組み、市民に「暮らしと環境を守る下水道」を提供します。

(2) 主要施策

ア 投資の効率化

- (ア) 継続的な未普及地域の整備を行い、令和 15 年度までに普及率 81%とし、その後も当面の間毎年 1 ポイント向上することを目標に整備を行う。
- (イ) 流域下水道管理者である千葉県や近隣市と連携し、計画的かつ効率的な下水道の整備を行う。
- (ウ) 下水道施設の生涯コストを見据え、長期的な修繕・改築等を行う。

イ 適切な汚水処理の推進

- (ア) 汚水適正処理構想について、定期的に検証を行う。
- (イ) 下水道接続について普及活動を行い、接続率を向上することで、衛生的で快適な生活環境の改善を図る。
- (ウ) 管渠内の清掃を定期的に行う。
- (エ) スtockマネジメント計画に基づく管渠の点検調査を行い、その結果を踏まえ、計画的な修繕や改築等を行う。
- (オ) 下水道整備を進め、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図る。

ウ 安定経営のための財政基盤の確保

- (ア) 経営戦略に基づき、安定した事業運営を行う。
- (イ) 経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。
- (ウ) 適正な下水道使用料について、定期的に検証を行う。

エ 共同化・広域化・最適化

- (ア) 水道料金・下水道使用料金徴収事務一元化を継続する。
- (イ) 共有管建設事業を促進する。
- (ウ) 維持管理事務共同化の研究など検討する。

3 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資試算

ア 現状分析及び需要予測

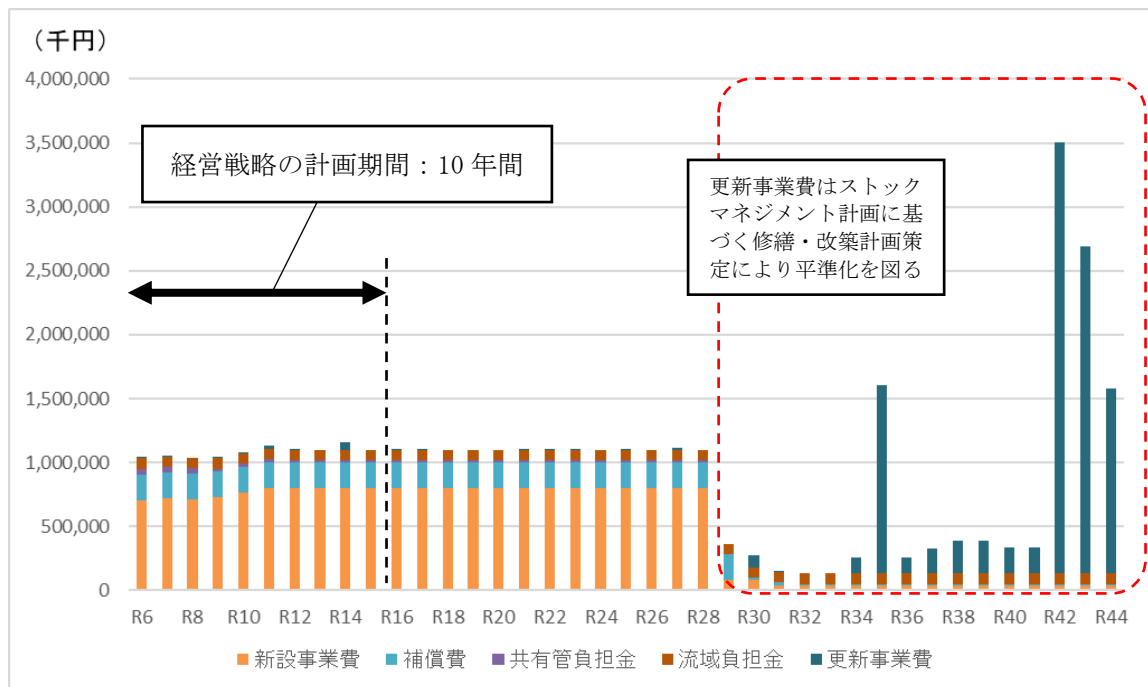
事業開始以降、順次処理区域の拡大や普及率の向上につとめてきましたが、令和4年度末時点における普及率は70.8%となっており、今後も引き続き整備を進める必要があります。

未普及地域の解消には多額の投資を要するため、国庫補助金等の財源を活用して効果的・効率的に整備を進めていきます。

また、これまでに整備した施設については、管渠が大半であり、計画期間内において経年による老朽化等の影響は見込んでおりません。

長期的な投資需要予測では、設備の更新を法定耐用年数と目標耐用年数（法定耐用年数の1.5倍）の経過時に更新事業を行う2種類の推計を行い、目標耐用年数による推計を基に目標設定を行いました。

図表4-1 長期的な投資需要予測



(2) 目標設定及び投資額の合理化・平準化

未普及解消に係る施設の新規整備は、普及率が毎年1ポイント程度上昇する水準で実施します。令和28年度には市街化区域の整備が概ね完了し、普及率が約94%となり、下水道事業として一定の成熟度に達する見込みであるため、令和29年度以降は整備済施設の維持補修や更新を重点的に実施するものとします。

長期推計では、既存施設の耐用年数から更新需要の時期を見込んでおり、特定の年度に集中していますが、今後ストックマネジメント計画に基づき、老朽化の程度や優先度に応じて、計画的に維持補修や更新を実施することで投資の平準化を図ります。マンホールやマンホール蓋は目視により、管渠は目視のほかテレビカメラによる点検調査を行い、その結果に応じて必要な方策を講じま

す。

有形固定資産に係る投資総額（税抜）は、減価償却費と同額以上の水準とすることを長期的な目標とします。これは、資産計上することになる投資総額（税抜）が減価償却費を下回ると、有形固定資産の老朽化の度合いを示す指標である有形固定資産減価償却率が上昇することになり、この上昇を抑制するためには各年度の投資総額（税抜）が減価償却費を上回っている必要があるためです。実際の施設の状況を踏まえ、安全安心な下水道施設を適切に維持することができる有形固定資産減価償却率の水準を検討し、これを維持することが可能となる投資額を確保していくことが重要であると考えます。

令和35年度以降には、目標耐用年数を迎える資産が集中する年度が見込まれており、今後はストックマネジメント計画に基づく修繕・改築計画を策定し、投資を平準化することが必要であると考えます。

また、無形固定資産に係る投資総額（税抜）は、千葉県が運営する流域下水道に係る整備事業費に対する負担金や隣接自治体との共有管建設に係る負担金の合計が毎年度の投資額となります。

※「有形固定資産」とは、土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品等の有体物を指します。

※「無形固定資産」とは、営業活動の基礎となるような、財産的価値のある法律上又は事実上の権利で、具体的には、水利権、地上権、借地権、特許権、ソフトウェア、施設利用権、電話加入権等を指します。

(3) 試算結果

計画期間における試算結果は図表4-2 投資額の試算結果のとおりです。
有形固定資産に係る投資総額は減価償却費を上回っています。

図表4-2 投資額の試算結果

(単位:億円)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
建設改良費(税抜)	9.4	9.5	9.4	9.4	9.7	10.3	10.0	10.0	10.6	10.0
うち有形固定資産	8.2	8.4	8.3	8.4	8.8	9.4	9.1	9.1	9.7	9.1
減価償却費	9.3	9.4	9.6	9.8	10.0	10.1	10.3	10.3	10.4	10.6
うち有形固定資産	7.9	8.1	8.2	8.4	8.5	8.7	8.9	9.0	9.2	9.4
有形固定資産に係る建設改良費と減価償却費の差	0.3	0.3	0.1	0.0	0.3	0.7	0.2	0.1	0.5	△ 0.3

有形固定資産減価償却率の試算結果は、図表4-3 有形固定資産減価償却率のとおりです。

なお、有形固定資産減価償却率は、令和2年度の法適用時の年度当初における減価償却累計額がないものとしているため、指標が低くなっていますが、実際には令和元年度以前に取得した有形固定資産には老朽化が進行した施設があることに留意が必要となります。

図表4-3 有形固定資産減価償却率

(単位:%)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
有形固定資産 減価償却率	14.4	16.9	19.3	21.6	23.8	25.9	28.0	29.9	31.8	33.7

※有形固定資産減価償却率＝有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却資産（土地や建設仮勘定などの減価償却の対象とならないもの以外のもの）の帳簿原価×100

※有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち土地や建設仮勘定を除いた償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化の度合いを示します。ただし、この指標の数値が高いことが直ちに施設の更新等を要することを示すものでなく、維持管理の状況や他の指標等を踏まえた分析を行う必要があります。

4 財源試算

(1) 現状分析及び需要予測

投資における主たる財源には、国庫補助金・企業債及び受益者負担金があります。

国庫補助金は、補助事業費の一定割合について交付を受けるものであり、重要な投資財源となります。これまでも適切に国庫補助金の要望を行っており、今後も積極的な活用を図ります。

企業債は、実施する起債対象事業費の額に応じて増減します。起債額は、企業債以外の特定財源を控除後の残額に対して充当するため、一般的に起債対象の投資総額に占める国の補助事業の割合が高い場合は起債額を抑えることができますが、市の単独事業が多い場合は起債額も多くなる傾向にあります。

受益者負担金等は、企業債と同様に実施する事業費の額に応じて増減します。

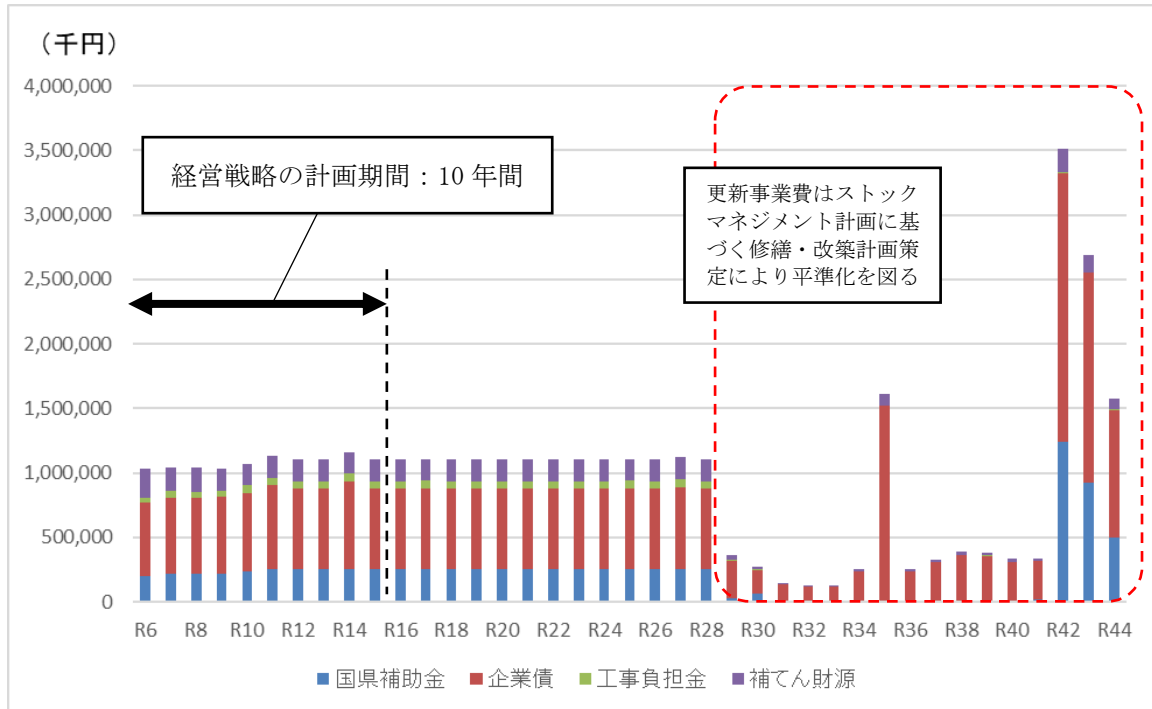
建設改良費の財源は、上記の企業債や国庫補助金により大部分が賄われますが、上記をもっても不足する額については、損益勘定留保資金*や利益剰余金等の補てん財源*を充てることとなります。

資本的支出に不足する額は、主に企業債償還金によって生じるものですが、現在は新規整備を進めるために借り入れた企業債の償還金が多額であり、補てん財源のみでは賄うことができないため、資本費平準化債*や一般会計からの繰入金を活用して償還しています。

長期的な投資財源の需要予測では、投資・財政計画の投資需要予測に対する財源について、設備の更新を法定耐用年数と目標耐用年数（法定耐用年数の1.5倍）の経過時に更新事業を行う2種類の推計を行い、目標耐用年数による推計を基に目標設定を行いました。

なお、現行の国庫補助金制度のもとで試算したものとなりますので、今後の制度変更等については、本経営戦略の見直しに合わせて需要予測を修正します。

図表4-4 長期的な投資財源の需要予測



(2) 目標設定

建設改良費については、国庫補助金や企業債、工事負担金などの特定財源を最大限活用して財源を確保していきます。

企業債償還金の支出については、可能な限り補てん財源と資本費平準化債によって財源を確保していきますが、新規整備を進めるために借り入れた企業債の償還金が多額であるうちは、一般会計からの繰入金によって財源を確保します。

補てん財源の主たる源泉となる使用料収入については、経費回収率 100%を維持した上で、維持管理費の 100%と資本費の 50%以上を賄う水準を維持することを目標としており、4年に1回の頻度で料金水準の見直しの必要性を検討していきます。

(3) 試算結果

計画期間における投資財源の試算結果は、図表 4-5 投資財源額の試算結果のとおりです。

投資に必要な財源は確保できる見通しです。なお、財源のうち使用料収入の見通しは第3章に記載のとおりです。

図表4-5 投資財源額の試算結果

(単位:億円)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
建設改良費(税込)	10.4	10.5	10.4	10.4	10.7	11.3	11.0	11.0	11.6	11.0
建設改良債	5.7	5.9	5.9	5.9	6.1	6.5	6.2	6.2	6.8	6.2
国庫補助金	2.0	2.2	2.2	2.2	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
工事負担金	0.2	0.3	0.5	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
補てん使用額	2.5	2.1	1.8	1.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7

計画期間における企業債償還金の財源の試算結果は、図表 4-6 企業債償還金財源額の試算結果のとおりです。

企業債償還金の減少に伴って繰入金の使用額は減少する見通しです。

図表4-6 企業債償還金財源額の試算結果

(単位:億円)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
企業債償還金	6.5	6.6	6.2	6.3	6.3	6.4	6.2	6.3	6.3	6.2
資本費平準化債	2.2	2.1	1.6	1.6	1.5	1.5	1.1	1.3	1.3	1.0
他会計繰入金	1.0	1.2	1.3	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6
補てん使用額	3.3	3.3	3.3	2.9	3.2	3.3	3.5	3.4	3.3	3.6

5 収益的収支の推計の方法

(1) 収益的収入

ア 営業収益

(ア) 料金収入

有収水量の推計値に料金単価を乗じて得られる額を基礎に、過去の実績等を考慮して得られた額を料金収入としています。処理区域内人口と有収水量、使用料の関係については、第3章に記載のとおりです。

(イ) その他

雨水処理負担金及びその他営業収益の額を計上しており、令和6年度以降は大きく変動することが見込まれないため、計画期間を通じて令和6年度予算額と同水準が続くものとして見込んでいます。

なお、雨水処理負担金は、受益者を特定できない雨水の処理費用について、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、一般会計からの繰入金として受け入れを行います。

イ 営業外収益

(ア) 他会計補助金

予期せぬ支出に備えるため、総額として当年度純利益が概ね3,500千円程度となるように必要な額を見込んでいます。将来の各時点における実際の経営成績や財政状態を踏まえて適切な所要額を積算し、一般会計の理解を得てその補助を得る必要があります。

(イ) その他補助金

毎年度、ストックマネジメント事業に係る国からの補助金収入があることが見込まれており、過去の実績等を踏まえ計画期間を通じて一定の額の収入があるものとして見込んでいます。

(ウ) 長期前受金戻入

建設改良の財源として当該年度以前に収入した国（県）補助金等は長期前受金として将来の収益として繰り延べる必要があり、充当先資産の減価償却に応じてこの繰り延べられた収益を取り崩し、長期前受金戻入として収益化することができます。

試算上は令和4年度以前に取得した資産に係る収益化額は固定資産システムから出力される推計値によるものとし、令和5年度以降に取得することが見込まれる資産についてはその財源の見込額を基礎として算出される額を計上しています。

なお、長期前受金戻入は現金を伴わない収益であることに留意が必要となります。

(エ) その他

雑入及び延滞金収入について、過去の実績等を踏まえた額を計上しています。

(2) 収益的支出

ア 営業費用

(ア) 職員給与費

a 基本給

組織の職員数は現状が維持されるものと見込み、また年度による変動はないものとして試算しており、計画期間を通じて一定の額としています。

b 退職給付費

令和11年度までは法適用初年度に見積もられた退職給付引当金*所要額を10年で分割して計上するものとし、

c その他

基本給と同様に、年度による変動はないものとして試算しており、計画期間を通じて一定の額としています。

(イ) 経費

a 動力費

管渠及びポンプ場に係る光熱水費の見込額を計上しています。物価上昇の影響※により増加を見込んでいます。

b 修繕費

管渠費の公共下水道維持補修委託及び管渠等補修工事、ポンプ場費の管渠等補修工事の見込額を計上するものとし、物価上昇の影響※により増加を見込んでいます。

c 薬品費

流域関連公共下水道による処理を行っており、処理場を有していないため薬品費の計上はありません。

d 委託費

下水道使用料徴収業務委託やストックマネジメント点検調査委託、公共下水道管渠清掃委託などの見込額を計上するものとし、物価上昇の影響※により増加を見込んでいます。

e その他

上記以外の収益的支出を計上しています。物価上昇の影響※により増加を見込んでいます。

なお、流域下水道維持管理負担金については、5年毎に単価の改定を行うこととしています。今後の推計にあっては、物価上昇の影響※により増加を見込んでいます。

※物価上昇の影響は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」成長実現ケースにおけるGDPデフレーターに連動するものとして推計しています。

(ウ) 減価償却費

令和4年度以前に取得した資産に係る減価償却費は固定資産システムから出力される推計値によるものとし、令和5年度以降に取得することが見込まれる資産に係る減価償却費は図表4-7 減価償却の条件により算出される額によるものとしています。

図表4-7 減価償却の条件

区分	耐用年数	減価償却の方法	残存価額	償却限度額
建物	38年	定額法	取得価額の10%	取得価額の95%
構築物	50年	定額法	取得価額の10%	取得価額の95%
機械装置	15年	定額法	取得価額の10%	取得価額の95%
施設利用権	45年	定額法	なし	なし

イ 営業外費用

(ア) 支払利息

令和4年度以前に発行した企業債に係る支払利息は、公債台帳システムから出力される推計値によるものとし、令和5年度以降に発行することが見込まれる企業債に係る支払利息は、図表4-8 企業債発行条件により算出される額によるものとしています。

図表4-8 企業債発行条件

区分	償還年限 (うち元金償還据置年数)	償還方法	利率(年)	借入日	元金償還日
建設改良債	20年(3年以内)	半年賦元金均等償還	1.200%	毎年3月末	毎年9月及び3月
資本費平準化債	15年(2年以内)	半年賦元金均等償還	1.200%	毎年3月末	毎年9月及び3月

(イ) その他

収益的収入に含まれる特定収入により控除対象外となる仮払消費税等の見込額を計上しています。

ウ 特別損益

特別利益及び特別損失の発生は見込まれていないため、計画期間を通じて特別損益なしとしています。

6 資本的収支の推計の方法

(1) 資本的収入

ア 企業債

(ア) 建設改良企業債

各年度の建設改良費について、事業費（職員給与費を除く）から国庫補助

金等の特定財源を控除した後の地方負担額又は起債対象事業費に充当率を乗じて得た額（10万円未満切り捨て）としています。

なお、構築物及び施設利用権（共有管）の補助対象事業費又は起債対象事業費に対して、特定財源として受益者負担金5%相当額を見込んだ充当率となります。

(イ) 資本費平準化債

各年度における減価償却費と企業債償還金の差額を借り入れるものとしています。

図表4-9 起債対象事業費の充当率

資産科目	事業区分	充当率 (%)
構築物	補助事業	90
	単独事業	95
施設利用権(共有管)	補助事業	90
	単独事業	95
施設利用権(流域下水道建設負担金)	補助事業	100
	単独事業	100

イ 他会計出資金・他会計補助金

各年度における一般会計繰入金総額、一般会計繰入金以外の資本的収入及び資本的支出を勘案し収支不足額が生じない額としています。

ウ 国（県）補助金

建設改良費のうち補助事業に係る補助基本額（各年度の事業費に内示額の見込率等を勘案した額）に補助率50%を乗じて得た額としています。

エ 工事負担金

補助事業、単独事業それぞれにおいて収入が見込まれる受益者負担金及び他の地方公共団体による共有管の建設負担金の額としています。

オ その他

資本的収入におけるその他収入は見込まれていないため、計画期間を通じて収入なしとしています。

カ 翌年度へ繰り越される支出の財源充当額

計画上は事業の繰越を予定していないため、繰越事業費の財源充当額は計画期間を通じてなしとしています。

(2) 資本的支出

ア 建設改良費

普及率が毎年1ポイント上昇する水準の建設改良を実施するものとした建設改良費を見込んでいます。

イ 企業債償還金

令和4年度以前に発行した企業債に係る元金償還金は公債台帳システムから出力される推計値によるものとし、令和5年度以降に発行することが

見込まれる企業債に係る元金償還金は図表 4-8 企業債発行条件により算出される額によるものとしています。

ウ その他

資本的支出におけるその他支出は見込まれていないため、計画期間を通じて支出なしとしています。

(3) 補てん財源

ア 損益勘定留保資金

各年度の減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた残額を当該年度の損益勘定留保資金としています。

イ 利益剰余金処分額

令和5年度から令和8年度までは当年度純利益を予定処分するものとし、令和9年度以降は損益勘定留保資金と消費税及び地方消費税資本的収支調整額により資本的収支不足額を賄うことができる見通しであるため、対象額なしとしています。

ウ 繰越工事資金

計画上は事業の繰越が見込まれていないため、繰越工事資金についても計画期間を通じて対象額なしとしています。

エ その他

消費税及び地方消費税資本的収支調整額の見込額を計上しています。

資本的収支に係る消費税及び地方消費税の計算から生じる還付額（納税額の減少効果相当）は資金の内部留保に当たるため、この金額をその他補てん財源としています。

7 その他の見通し

(1) 流動資産

ア 現金預金

収益的収支及び資本的収支の見込みやキャッシュ・フローの要因となり得る資産・負債の増減の見込みから、簡便的にキャッシュ・フロー計算を行って得た各年度末の資金残高としています。

イ 未収金

各年度末における未収金残高は大幅な増減がないものとし、またその金額を精緻に見積もることが困難であることから、計画期間を通じて一定の額としています。

(2) 流動負債

ア 建設改良債

各年度末における翌年度に償還する予定の元金額としています。

イ 一時借入金

各年度末における一時借入金残高はないものとしています。

ウ 未払金

各年度末における未払金残高は、大幅な増減がないものとし、また、その金額を精緻に見積もることが困難であることから、計画期間を通じて一定の額としています。

(3) 企業債残高

各年度末における企業債の元金残高の見込額としています。

(4) 他会計繰入金

ア 収益的収支分

(ア) うち基準内繰入分

収益的収入として収入した一般会計繰入金のうち、利益確保に係る金額(4,500千円)を除いた全額を基準内繰入としています。

(イ) うち基準外繰入分

収益的収入に係る基準外繰入は、利益確保に係る金額(4,500千円)としています。

イ 資本的収支分

(ア) うち基準内繰入分

他会計補助金の金額を基準内繰入としています。

(イ) うち基準外繰入分

資本的収入における一般会計繰入金の総額から基準内繰入の額を控除した残額としています。

8 投資・財政計画（収支計画）の推移

図表4-10 収益的収支①

【単位：千円、税抜】

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区 分		(決算)	(決算見込)				
収 益 的 収 入	1 営 業 収 益 (A)	979,181	984,317	980,095	991,996	1,002,463	1,012,930
	(1) 使 用 料 収 入	960,699	964,556	974,504	986,405	996,872	1,007,339
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	18,482	19,761	5,591	5,591	5,591	5,591
	2 営 業 外 収 益	723,650	747,791	762,625	761,324	773,761	761,106
	(1) 補 助 金	229,160	252,956	263,270	258,271	266,280	249,460
	他 会 計 補 助 金	223,330	247,456	252,270	247,271	255,280	238,460
	そ の 他 補 助 金	5,830	5,500	11,000	11,000	11,000	11,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	494,078	494,801	499,355	503,053	507,481	511,646
	(3) そ の 他	412	34	0	0	0	0
収 入 計 (C)	1,702,831	1,732,108	1,742,720	1,753,320	1,776,224	1,774,036	
収 益 的 支 出	1 営 業 費 用	1,538,135	1,576,556	1,590,071	1,644,219	1,669,163	1,693,960
	(1) 職 員 給 与 費	84,907	86,871	86,871	86,871	86,871	86,871
	基 本 給	40,389	37,568	37,568	37,568	37,568	37,568
	退 職 給 付 費	5,529	5,529	5,529	5,529	5,529	5,529
	そ の 他	38,989	43,774	43,774	43,774	43,774	43,774
	(2) 経 費	561,359	586,550	577,729	614,618	621,977	629,217
	動 力 費	1,234	1,125	1,288	1,303	1,321	1,340
	修 繕 費	15,741	17,034	16,424	16,621	16,854	17,090
	材 料 費	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	544,384	568,391	560,017	596,694	603,802	610,787
(3) 減 価 償 却 費	891,869	903,135	925,471	942,730	960,315	977,872	
2 営 業 外 費 用	77,174	113,854	70,413	71,645	73,988	76,576	
(1) 支 払 利 息	77,174	69,638	69,413	70,645	72,988	75,576	
(2) そ の 他	-	44,216	1,000	1,000	1,000	1,000	
支 出 計 (D)	1,615,309	1,690,410	1,660,484	1,715,864	1,743,151	1,770,536	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	87,522	41,698	82,236	37,456	33,073	3,500	
特 別 利 益 (F)	10,265	24,598	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	397	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	9,868	24,598	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	97,390	66,296	82,236	37,456	33,073	3,500	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	208,560	274,856	357,092	394,548	427,621	431,121	
流 動 資 産 (J)	639,712	523,395	468,815	430,217	402,576	403,576	
う ち 未 収 金	318,865	198,830	198,830	198,830	198,830	198,830	
流 動 負 債 (K)	894,055	910,518	915,004	877,271	892,247	889,680	
う ち 建 設 改 良 費 分	667,607	651,686	656,172	618,439	633,415	630,848	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	208,339	258,832	258,832	258,832	258,832	258,832	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	979,181	984,317	980,095	991,996	1,002,463	1,012,930	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	

図表4-11 収益的収支②

【単位：千円、税抜】

区 分		年 度					
		令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1 営 業 収 益 (A)	1,023,371	1,033,757	1,043,796	1,052,815	1,061,607	1,070,399
	(1) 使 用 料 収 入	1,017,780	1,028,166	1,038,205	1,047,224	1,056,016	1,064,808
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	5,591	5,591	5,591	5,591	5,591	5,591
	2 営 業 外 収 益	777,856	795,199	844,716	839,893	853,378	871,837
	(1) 補 助 金	261,825	274,381	319,402	314,092	323,616	337,671
	他 会 計 補 助 金	250,825	263,381	308,402	303,092	312,616	326,671
	そ の 他 補 助 金	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	516,031	520,818	525,314	525,801	529,762	534,166
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0	0
収 入 の 計 (C)	1,801,227	1,828,956	1,888,512	1,892,708	1,914,985	1,942,236	
収 益 的 支 出	1 営 業 費 用	1,718,568	1,743,623	1,800,028	1,801,642	1,821,417	1,845,621
	(1) 職 員 給 与 費	86,871	86,871	81,342	81,342	81,342	81,342
	基 本 給 与 費	37,568	37,568	37,568	37,568	37,568	37,568
	退 職 給 付 費	5,529	5,529	0	0	0	0
	そ の 他	43,774	43,774	43,774	43,774	43,774	43,774
	(2) 経 費	636,352	643,393	688,059	694,608	700,995	707,353
	動 力 費	1,358	1,378	1,397	1,416	1,436	1,456
	修 繕 費	17,329	17,572	17,818	18,067	18,320	18,576
	材 料 費	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	617,665	624,443	668,844	675,125	681,239	687,321
(3) 減 価 償 却 費	995,345	1,013,359	1,030,627	1,025,692	1,039,080	1,056,926	
2 営 業 外 費 用	79,159	81,833	84,984	87,566	90,068	93,115	
(1) 支 払 利 息	78,159	80,833	83,984	86,566	89,068	92,115	
(2) そ の 他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
支 出 の 計 (D)	1,797,727	1,825,456	1,885,012	1,889,208	1,911,485	1,938,736	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	434,621	438,121	441,621	445,121	448,621	452,121	
流 動 資 産 (J)	404,576	405,576	406,576	407,576	408,576	409,576	
流 動 負 債 (K)	198,830	198,830	198,830	198,830	198,830	198,830	
うち 未 収 金	198,830	198,830	198,830	198,830	198,830	198,830	
うち 建 設 改 良 費 分	636,657	619,563	626,743	634,537	621,848	633,348	
うち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	
うち 未 払 金	258,832	258,832	258,832	258,832	258,832	258,832	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,023,371	1,033,757	1,043,796	1,052,815	1,061,607	1,070,399	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	

図表4-12 資本的収支①

【単位:千円, 税込】

区 分		年 度					
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
資 本 的 収 入	1 企 業 債	552,200	905,500	790,000	796,400	755,900	755,100
	うち 資本費平準化債	70,600	42,300	221,000	209,500	161,100	160,800
	2 他 会 計 出 資 金	156,409	236,839	100,539	115,546	132,322	176,537
	3 他 会 計 補 助 金	89,856	0	0	0	0	0
	4 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	5 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	6 国 ・ 県 補 助 金	200,000	173,700	200,000	220,000	215,000	220,000
	7 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0
	8 工 事 負 担 金	30,603	40,850	32,280	53,055	39,494	47,970
	9 そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	1,029,068	1,356,889	1,122,819	1,185,001	1,142,716	1,199,607
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	1,029,068	1,356,889	1,122,819	1,185,001	1,142,716	1,199,607
資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	757,077	1,369,490	1,035,065	1,045,559	1,038,824	1,035,917
	うち 職員給与費	38,865	38,280	38,280	38,280	38,280	38,280
	2 企 業 債 償 還 金	698,881	676,157	651,686	656,173	618,440	633,416
	3 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0
	5 そ の 他	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,455,958	2,045,647	1,686,751	1,701,732	1,657,264	1,669,333	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	426,890	688,758	563,932	516,731	514,548	469,726	
補 填 財 源	1 損 益 勘 定 留 保 資 金	423,610	408,334	426,116	439,677	446,725	403,393
	2 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	178,909	68,316	10,306	0	0
	3 繰 越 工 事 資 金	54,664	0	0	0	0	0
	4 そ の 他	34,596	101,515	69,500	66,748	67,823	66,333
計 (F)	512,870	688,758	563,932	516,731	514,548	469,726	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)	6,653,917	6,883,260	7,021,574	7,161,801	7,299,261	7,420,945	

○他会計繰入金

【単位:千円, 税込】

区 分		年 度					
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収益的収支分		241,742	266,197	257,761	252,762	260,771	243,951
	うち 基準内繰入金	153,640	178,095	174,625	214,406	226,798	239,551
	うち 基準外繰入金	88,102	88,102	83,136	38,356	33,973	4,400
資本的収支分		246,265	236,839	100,539	115,546	132,322	176,537
	うち 基準内繰入金	89,856	89,856	100,539	115,546	122,660	135,792
	うち 基準外繰入金	156,409	146,983	0	0	9,662	40,745
合 計		488,007	503,036	358,300	368,308	393,093	420,488

図表4-13 資本的収支②

【単位:千円, 税込】

年 度		令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		区 分					
資 本 的 収 入	1 企 業 債	764,600	799,200	739,100	751,600	808,300	723,800
	うち 資本費平準化債	153,500	148,300	114,200	126,800	125,200	99,000
	2 他 会 計 出 資 金	160,229	159,216	162,312	162,272	165,359	162,309
	3 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	4 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	5 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	6 国 ・ 県 補 助 金	235,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	7 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0
	8 工 事 負 担 金	58,161	60,974	60,974	60,974	60,974	60,974
	9 そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	1,217,990	1,269,390	1,212,386	1,224,846	1,284,633	1,197,083
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	1,217,990	1,269,390	1,212,386	1,224,846	1,284,633	1,197,083
資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	1,069,956	1,128,774	1,101,636	1,101,494	1,162,914	1,101,494
	うち 職員給与費	38,280	38,280	38,280	38,280	38,280	38,280
	2 企 業 債 償 還 金	630,848	636,657	619,563	626,743	634,537	621,849
	3 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0
	5 そ の 他	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,700,804	1,765,431	1,721,199	1,728,237	1,797,451	1,723,343	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		482,814	496,041	508,813	503,391	512,818	526,260
補 填 財 源	1 損 益 勘 定 留 保 資 金	415,676	425,176	440,415	435,006	438,849	457,875
	2 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4 そ の 他	67,138	70,865	68,398	68,385	73,969	68,385
計 (F)	482,814	496,041	508,813	503,391	512,818	526,260	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		7,554,697	7,717,240	7,836,777	7,961,634	8,135,397	8,237,348

○他会計繰入金

【単位:千円, 税込】

年 度		令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分							
収益的収支分		256,316	268,872	313,893	308,583	318,107	332,162
	うち 基準内繰入金	251,916	264,472	309,493	304,183	313,707	327,762
	うち 基準外繰入金	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
資本的収支分		160,229	159,216	162,312	162,272	165,359	162,309
	うち 基準内繰入金	121,280	114,235	96,716	97,515	93,710	78,025
	うち 基準外繰入金	38,949	44,981	65,596	64,757	71,649	84,284
合 計		416,545	428,088	476,205	470,855	483,466	494,471

9 経営戦略におけるロードマップ

経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限、収入増加のための具体的取組及び実施時期は、次のとおり定めます。

(1) 経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限

健全化に関する目標年限は、経営戦略の計画期間である令和6年度～令和15年度までの10年間とします。

また、経営健全化に関する定量的な業績指標を、「普及率」、「経費回収率」及び「使用料単価」とし、以下のとおり設定します。

業績指標	経営戦略計画期間									
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
普及率(%)	72.4	73.2	74.0	75.0	76.0	77.0	78.0	79.0	80.0	81.0
経費回収率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
使用料単価(円/m)	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155
使用料改定の検討				●				●		

(2) 収入増加のための具体的取組及び実施時期

本市の普及率は、令和4年度末時点で70.8%と未だに多くの未普及地域を残している状況であり、今後も下水道の整備を進め普及率の向上を図っていきます。

そのため、処理区域内人口は毎年増加することから、水洗化率はおおむね横ばいとなる見込ですが、工事対象地域の住民に対する事前説明会やパンフレットによる周知、供用開始通知を個別に送付するなど、公共下水道への接続者を増やすことで使用料の増収を図っていきます。

また、下水道整備に係る国庫補助金や利益剰余金、損益勘定留保資金などを適切に活用するとともに、収支計画等による経営状況の検証を行い、使用料の改定等の必要性を検討していきます。

10 事後検証

定期的に計画の進捗管理を適切に実施し、投資・財政計画（収支計画）の検証だけでなく処理区域内人口や普及率などの推計値についても検証を行います。

検証は、計画と実績を比較し差異の要因を分析することで計画の見直しを要する課題を整理し、対策を講じることとします。

11 改定等

市の最上位計画である総合基本計画の基本構想の計画期間は令和3年度から令和14年度までとされ、基本計画と実施計画の計画期間は前期6年（令和3年度から令和8年度）、後期6年（令和9年度から令和14年度）とされています。

経営戦略の改定にあたっては、ロードマップで示したとおり、原則4年ごとに行う下水道使用料の改定に係る検討の結果を反映させ見直しを行うこととし、令和9年度に予定している次回下水道使用料改定の検討後となる令和10年度に2回目の見直しを行い、その後は原則4年ごとに見直しを実施し公表します。

地方公営企業用語

- 汚水適正処理構想【おすいてきせいしよりこうそう】
経済性や地域的特性などに基づいて、適用する下水道施設（下水道、浄化槽など）を定めたものをいいます。
- 管渠【かんきょ】
汚水や雨水を集めて終末処理場や河川などの放流先まで導くための管をいいます。
- 企業債【きぎょうさい】
建設改良費などの財源とするための資金を外部から調達することによって負担する債務で、その償還期間が1年度を超えるものをいいます。
- キャッシュ・フロー【きゃっしゅふろー】
1年度間の資金収支を表すもので、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの3つの活動区分別に資金収支を示します。
- 減価償却費【げんかしょうきゃくひ】
有形固定資産や無形固定資産のうち償却の対象となる資産について、費用収益対応の原則に基づき、取得原価を各年度に費用配分する手続きをいいます。
- 建設改良費【けんせつかいりょうひ】
固定資産の取得や改良に要する経費をいいます。建設改良費には、工事費など直接的な経費のほか、固定資産の取得等のために生じた人件費や事務的経費も含まれます。
- 公共下水道【こうきょうげすいどう】
主として市街地の下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有する場合と流域下水道へ接続する場合（流域関連公共下水道）があります。
- 公共用水域【こうきょうようすいいき】
河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠（道路側溝など）、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。
- 合流式【ごうりゅうしき】
汚水と雨水を同一の管渠で排除する方式をいいます。
- 市街化区域【しがいかくいき】
すでに市街化を形成している区域及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

- 市街化調整区域【しがいかちちょうせいいくいき】
市街化を抑制すべき区域をいいます。
- 指定管理者制度【していかんりしゃせいど】
地方公共団体が指定する法人やその他の団体に公の施設の管理を代行させることで、市民サービスの向上、経費の削減を図りながら、市民ニーズに効率的・効果的に対応するための制度をいいます。
- 資本的収入及び支出【しほんてきしゅうにゅうおよびししゅつ】
収益的収入及び支出に属さない収入及び支出をいい、4条予算と呼ぶ場合があります。
資本的収入及び支出には、土地、建物、構築物などの有形固定資産やソフトウェアや施設利用権などの無形固定資産の取得するための支出やその財源となる収入が含まれます。
- 資本費平準化債【しほんひへいじゅんかさい】
供用開始当初の企業債元利償還による負担を将来に繰り延べることにより、供用開始当初の負担軽減を図るために創設された企業債をいいます。
- 収益的収入及び支出【しゅうえきてきしゅうにゅうおよびししゅつ】
日々の営業活動に関連する収入及び支出をいい、3条予算と呼ぶ場合があります。収益的収入及び支出には、下水道使用料や施設の維持管理費などが含まれます。
- スtockマネジメント【すとっくまねじめんと】
持続可能な下水道事業の実現を目的に、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。
- 総係費【そうがかりひ】
事業活動全般に要する費用を計上するための勘定科目をいいます。
- 損益計算書【そんえきけいさんしょ】
一年度間の経営成績を表すもので、減価償却費や賞与引当金繰入金など当該年度の現金支出を伴わない費用や、長期前受金戻入などの現金支出を伴わない収益についても損益計算書に計上します。
- 損益勘定留保資金【そんえきかんじょうりゅうほしきん】
収益的収入及び支出における費用のうち、現金支出を伴わない減価償却費や固定資産除却費などから長期前受金戻入相当額を差し引いた額で、建設改良費の財源として留保された資金をいいます。
- 貸借対照表【たいしゃくたいしょうひょう】
年度末時点の財政状態を表すもので、資産・負債・資本の残高を示します。

- 長期前受金【ちょうきまえうけきん】
減価償却の対象となる資産の取得や改良の財源として収入した国庫補助金や受益者負担金などを負債（繰延収益）として計上し、後年度に各年度の減価償却見合い分を順次収益化します。
- 引当金【ひきあてきん】
将来的に生じる可能性の高い特定の費用又は損失に備えるためのもので、貸倒引当金、賞与引当金、法定福利費引当金などが含まれます。
- 不明水【ふめいすい】
下水道の污水管に流入する雨水や地下水などをいいます。
- 分流式【ぶんりゅうしき】
汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道をいいます。この場合、汚水だけが終末処理場へ流れることになり、雨水は河川等へそのまま放流されます。
- 包括的民間委託【ほうかつてきみんかんいたく】
民間事業者が創意工夫や技術力の活用により、効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することをいいます。
- 法適用、法非適用【ほうてきょう、ほうひてきょう】
地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用事業、適用していない事業を法非適用事業といいます。
- 補てん財源【ほてんざいげん】
資本的収入及び支出予算を編成するに当たり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補てんするための財源をいいます。補てん財源には、減価償却費と長期前受金戻入の差額（減価償却費＞長期前受金戻入の場合の差額）である損益勘定留保資金などが充てられます。
- P F I 【ピーえふあい】
プライベート・ファイナンシャル・イニシアティブの略称で、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術力を活用して行う手法をいいます。
- P P P 【ピーピーピー】
パブリック・プライベート・パートナーシップの略称で、行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携して事業を行う官民連携の形態で、包括的民間委託やP F I などの方策を通じて、行政サービスの効率化を図ることをいいます。
- マンホールトイレ【まんほーるといれ】
災害時において迅速にトイレ機能を確保するため、下水道のマンホール上に組み立て式の便器やテントを設置し、トイレとして使用することができるものをいいます。

○ 類似団体【るいじだんたい】

総務省の公表する下水道事業経営指標において、処理区域内人口・有収水量密度・供用開始後年数の類型区分が同一の団体をいいます。

令和3年度決算において本市と同一の類型区分の団体は、下表のとおりです。

都道府県名	市町村名
埼玉県	蕨市 志木市 和光市 八潮市 吉川市
東京都	国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 稲城市 羽村市
神奈川県	伊勢原市 綾瀬市
静岡県	三島市
京都府	城陽市 向日市 長岡京市
大阪府	池田市 柏原市 羽曳野市 摂津市 高石市 藤井寺市 四条畷市
兵庫県	芦屋市
奈良県	橿原市
広島県	東広島市 府中町

鎌ヶ谷市下水道事業経営戦略

令和3年2月 策定

令和6年3月 第2次

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号

TEL 047-445-1474 FAX 047-445-1155

URL : <https://www.city.kamagaya.chiba.jp>